

昭和四十七年九月五日發行

萬葉學會

築前國志賀白水郎歌十首に就いて……………稻岡耕二(一)

同音讀の掛詞「絲(SI)・思(SI)」……………

HALLA ISTVÁN

(原岩魚)

毛利正守(三〇)

萬葉集の「代」「はか」について……………大井重二郎(元)

奈良朝宮廷歌卷……………伊藤博(三七)

——萬葉集卷六の論——

學會報告・豫告……………(三)



第八十號

昭和四十七年九月

第七十九號目次

怨 恨 の 歌……………小野寺静子

—大伴坂上郎女の志向する世界—

靈異記「隙」の訓釈……………小泉 道

「飛 鳥」 考……………井手 至

書 評

北山茂夫著「大伴家持」……………伊藤 博

會 員 名 簿……………

筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

稻岡耕二

一 尼崎本朱記の信憑性

万葉集卷十六の筑前国志賀白水郎歌の配列については、従来も様々な論議がなされてきた。後にも触れる通り、その多くは現在通行の西本願寺はじめ仙覚本系統の諸本の配列に従い、その配列の意義が種々の面から問われてきたと言つて良い。それについての詳細を冒頭から述べるつもりはない。一方、沢瀉久孝氏のように、尼崎本の朱記に注目し、該注記に従つて歌を移動させてみると、いかにも「あざやかな配列」となることを主張した論者もある(万葉十八号)。

しかし、沢瀉氏のこの主張は、その後の論者の受け入れるところとはならず、また氏自身も、万葉集注釈の中で、
：書入の朱筆がいつ加へられたものかといふ事を考へると「所聞」(三八六七)の右下に「礼」の朱筆を加へたのと同じ頃とだすれば、この「或本」も原本のものでなく、後のものだといふ事

になるかとも思はれるが、それは断定出来ない事とすれば、その歌の順序を原本のものとして考へる可能性も否定する事は出来ない。私は考へるのである。

とやや躊躇いながら記述しているのを見る。はたして、この歌の配列についての尼崎本の朱注は、「所聞」の下に加えられた「礼」と同様に後のさかしらであり、信憑性の乏しいものなのであるか。本稿は、右の沢瀉説を受け、尼崎本朱記の信憑性を問いつつ十首の配列の意義に関する卑見を記そうとするものである、

①王の遣さなくにさかしらに行きし荒雄ら沖に袖振る(三八六〇)

②荒雄らを来むか来じかと飯盛りて門に出で立ち待てど来まざず

(三八六一)

③志賀の山痛くな伐りそ荒雄らがよすかの山と見つつ偲はむ(三八

六二)

- ④ 荒雄らが行きにし日より志賀の海人の大浦田沼はさぶしくもある
か(三八六三)
- ⑤ 官こそ指してもやらめさかしらに行きし荒雄ら波に袖振る(三八
六四)
- ⑥ 荒雄らは妻子の産業をば思はずる年の八歳を待てど来まさず(三
八六五)
- ⑦ 沖つ鳥鴨とふ船の還り来ば也良の埼守早く告げこそ(三八六六)
- ⑧ 沖つ鳥鴨とふ船は也良の埼廻みて榜ぎ来と聞こえ来ぬかも(三八
六七)
- ⑨ 沖行くや赤ら小船に裏やらばけだし人見て披き見むかも(三八
六八)
- ⑩ 大船に小船引き副へ潜くとも志賀の荒雄に潜き相はめやも(三八
六九)
- 右は、西本願寺本の配列に従って記したものであるが、尼崎本の
三八六二の頭には、
本云、或本已下三首在上云々
の朱書があり、三八六五の後に挿入すべき印も付されている。(こ
の朱注の意味そのものについては、沢瀉氏の指摘する通り「已下三
首」すなわち三八六三から三八六五までが三八六二の前に、或本で
は記されているということと解して誤りないものと思う。)

この外、配列に関する異同を拾えば、古葉略類聚鈔には三八六六と
三八六七(⑦と⑧)が入れ替って記されている。

後者即ち古葉略類聚鈔の場合は、恐らく「聞こえ来ぬかも」およ
び「還り来ば：告げこそ」という歌の内容から(とは言っても、そ
の判断が表面的なものであることは後に触れる)、順序を入れ替え
たものであらうと思われる。⑧の訓をキコエコマカモとした古葉略
類聚鈔が「礼」を衣の誤と断じてそれを書き入れているのからも
(もちろん、キコエコマカモの方が正しいのではあるが)古葉略類聚鈔の筆写者が主観的に手を
加えていることも察せられるので、歌の配列についてもその恐れは
多分にあると言わねばならない。

ところで、前者即ち尼崎本の場合はどうか。これは、尼崎本の筆
写者もしくは朱注の筆者の主観というわけではなく、「本云」とか
「或本」としているのでも察せられるように、校合した写本があっ
て、その文字面を対校の結果付記したことが知られる。こうした点
までは、沢瀉氏の既述の通りであると思う。問題は、そこから先に
ある。つまり、「或本：」にどれ程の信憑性を認めうるかというこ
となのであって、それが「所聞」の右下に「礼」の朱記を加えたこ
とと同様な評価しか与えられないとすれば、誤字・誤記の一つとし
て葬られることにならう。諸注に、沢瀉氏の提言にも拘らず、尼崎
本の配列が採用されるに至らない理由の一は、右のような点にある

ものと思う。また、沢瀉氏自身がやや躓いを示さざるを得なかったのも、まさにその点に関わっていた筈である。だが、この「或本…」は「所聞」の右下の「礼」の朱記と同様に扱われねばならぬものなのか、どうか。

試みに、尼崎本の中で、「或本…」という同形式の注記を拾ってみよう。

(イ)三七九一の前文中「…吹此翁」の「吹」について「或本无此字」とあるもの。

(ロ)三八四〇の本文中「将播」の部分について「或本作孕」とあるもの。

(ハ)三八五七の左注「感情馳結紛恋実深…」の「紛」の右に「係応或本」とあるもの。

(ニ)三八七八の本文「見和之」の次に「所聞多禰乃机乃嶋…」が続いて記されて居るが、その左に「或本所聞已下在次歌」とあるもの。

一見して分かるように、尼崎本の本文の誤りを訂し、現在考えうる万葉集の原型と思われるものに復したものが殆んどであることに注意しなければならない。

(イ)は、「阿誰呼吹此翁」の箇所であり、「吹字」は類聚古集に見えるが、西本願寺本などにはないもの。前後の文脈から言って、

筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

「吹」は衍字と見るのが正しいと思われ、諸注に「阿誰か此の翁を呼びし」と訓ぜられている所である。「或本」の朱注が正しいのである。

(ロ)は後廻しにしよう。

(イ)は、「感情馳せ結ばほれ、係恋実深し」で無理なく意の通るはずのところであるが、「恋」字が古葉略類聚鈔に「応」とあり、尼崎本の本文では「係恋」が「紛恋」となっている。それを「係応」と朱記したのは、結果的に言って「係」については正しく、「応」については誤りである。

(ニ)は問題なく「或本…」という朱注が正しいと判ぜられる。三八八〇の冒頭の「所聞多禰乃机之島…」の部分が、誤って三八七八の末尾「…見和之」に続いて筆写されたものであって、これも朱注が正しい。

こうしてみると、尼崎本の「或本…」という注記は、決して「礼」の加筆朱記と同様なものとは言えない、かなり信憑性を認めて良いものであることが知られて来ようと思う。沢瀉氏の指摘の通り、尼崎本そのものが類聚古集の編者の底本としたものとは認められないが、両者の底本は同系統であったらしく、しかも西本願寺本や紀州本など仙覚系諸本とは別の写本で、巻十六の写本としては最も古いものであることなど、巻十六の考察に当たって尼崎本の価値

は高く評価せらるべきものであるが、「或本」という朱注は、さらにその尼崎本の本文の誤りを正している所少なくない。これはもつと注意されて良い。

(回)に戻ろう。(回)の朱注のあるのは、

寺々の女餓鬼申さく大神の男餓鬼たばりて其子將播

という一首であるが、諸本に異字を見ず、ただ尼崎本の欄外にのみ、先掲の朱記がある。結句は、類聚古事・古葉略類聚鈔・西本願寺本・紀州本など、すべて「そのこはらまむ」と付訓のある所である。古典大系本や注釈などでは「そのこまはむ」と訓まれている。今、古典大系本の頭注を引けば、

原文の播は、ホドコス、チラス、マク、の意。従つて生みちらす意。その意味をこめて生ムの反復形ウマフに意志を表わすムをつけて、ウマハムと訓む。

とある。しかし、もともと播にウムの意はない。靈異記下卷三十四に保度許須の訓注が見え、名義抄にもホドコス・スツ・アカルなど多数の訓があるが、ウムやハラムは無い。

記には、この播字は見えないようであるが、書紀には多数(九十例)見える。その大部分は歌謡中の仮名であり、表意訓字としては、第一巻に「重播」「播殖」「播生」とある計五例に過ぎない。重播はシキシマと訓む訓注を有するもので、文字通り種子を重ねて

まくことに外ならないし、「莫不播殖而成青山」「皆能播生」の場合も、マクとかホドコスと訓まれ(古典大系本)、植物の種子をまくことに関連する。

これに対し、万葉の(回)の場合は、女餓鬼の言葉に当たる部分だから、「其子」をウムことに関係するのであること、文脈から容易に推察しうる。古訓がハラマムであるのも、その意味では当然と言える。しかし、播の字義に、ウムとかハラムは考え難い。言い落としたが、万葉集内でも、播字は音仮名として多用されて居り、訓字としては、当面の歌の場合に限られる。注釈にもウマハムの訓が採られているが、文字との関係に触れるところはない。

右のような事どもを元に、私はここで「將播」をウマハムと訓んだ代匠記以来の訓を否定するつもりはない。ウマハムは卓抜な訓であると思う。ウマフという語の存在を確かめ得ないのが残念であるが、あり得る語と思われる。しかし、そうした珍しい語形である故に、一層この部分の表記が気になるところでもある。

孕は古事記には見えないが、書紀には「妾孕天孫之子」「時孕月已滿」(卷二)「初天皇在孕而」(卷十)「孕婦」(卷十四・十六)「牝馬孕於己家」(卷二十五)など見える。「孕月」は大系本にウムガツキと訓まれているが、他の例はハラムと訓みうるであろう。つまり孕字こそ、ハラムとかウムという邦語に通ずる文字だっ

たはずなのである。名義抄の法下一三八に、孕に注し、余証反ハラムとあるのも付記しておこう。

ここで、当時の人々が「ウマフ」という動詞を表記する場合を想像してみることも必要なことと思う。ウマフはウムに反復を示す助動詞フの付いた形であるが、こうした語表記には、助動詞フに相当する文字を書き添えるのが普通であること、巻十六の他の部分によっても明らかである。古典大系本および注釈によって、同巻内の「：フ」の形の語句を拾えば次の通り。

羅丹津紋経・刺部重部・還氷・飭氷・忍経等氷（以上三七九

一）・移波（三八七七）

三七九一に大部分が集まっているが、助動詞フを伴うものは、すべてその表記を仮名で補っていると言っている。従って、ウマハの場合も、ウムに生・産を宛てるにせよ孕字を宛てるにせよ、ハを送り仮名のように書き加える必要があったはずである。(回)の歌の筆者はそのハに播を宛てたのではなかったか。播は既述の通り集内に頻出する仮名である。むしろ表意字としての用例は他にないものであり、かつ、ウムとかハラム意に相当しないものである故に、その可能性は高いと言ふべきであろう。播字がハの仮名として使われたものがあると、三八四〇の結句は本来どのように書かれてあったと考えるべきか。私はその場合尼崎本の朱注が顧みられて良いと思う。播字

のみではなく、また孕一字のみでもなく、この三八四〇の結句の原形は「其子将孕播」のような文字面ではなかったのか。孕播の二字でウマハの語表記に相当するのであろう。もちろん「播」はハの音表記に利用しているのだが、それと共に播の字義も考慮されているに違いない。あるいは孕播の二字で、みごもり生み散らす意に宛て、合わせて播字の字音も利用してこの珍しい語を表記したと言う方が正しいのかも知れない。

右のように、私には、尼崎本欄外の注「或本作孕」が単なる誤伝としてしりぞけ得ないものに映る。三八四〇の結句は訓義ともに問題を残している故に、少なくとも万葉集の原文を考える場合、見過し難い朱注であると言わねばならぬ。先の(イ)(ニ)の例に加え、この(回)の場合も、「或本……」は単に別系の写本の誤写例を一つ添加してあるに過ぎないと、軽々に捨て去り得ぬものを含むように思われる。

尼崎本の朱注「或本……」の(イ)(回)(ニ)四例がそれぞれ尼崎本の本文の誤りを正して万葉集の原型と思われる姿を示唆していることを検して来た。中には「恋」を「応」とする(イ)の例の如きも含まれるが、その(イ)にしても「紛」を係としているのは正しいのである。従って、尼崎本の朱注「或本……」の信憑性は「所聞」の下に見える「礼」と同様には論ぜられないであろう。筆跡鑑定は、筆者の能く

する所ではないが、三八六七の「礼」と、三八六二の頭の「或本……」とでは、朱の色も筆の太さも明らかに異なっている。

実を言えば、尼崎本の注記「或本……」の形式を(イ)(ロ)(ハ)の四例として叙述して来たが、厳密にはもう一例あると言わなくてはならぬ。三八一七の下に「田廬者多夫世反」とあるに注して、「或本无此説云々」と見えるのがそれで、形式的には同じものと言いうる。

但し、前記(イ)(ロ)(ハ)が朱の色も筆の太さも通ずると思われるのに対し、この三八一七の場合は、それらと異なり、書体も乱雑で同人の同時の筆とは考えられない。よって、これを除いて前記四例を、三八六二の頭の「或本……」の注と同形式のものとし、その性格を吟味したわけである(筆跡その他について、築島裕氏の御教示御助言を得た。ここに深謝の意を表したい。)。

二 志賀白水郎歌十首の構造

前節に述べたように、尼崎本の細字注「或本……」は、「所聞」の右下に加えられた「礼」とは異なり、万葉集の原文を考える場合見過し得ないものであり、信憑度も高いものである。本稿の問題とする三八六二の頭に加えられた朱注もそれと通ずる性質のものと思われる。従って一般に考えられる以上に、これを軽々に見過してはならないと、私には思われる。もちろん、(イ)(ロ)(ハ)の「或本……」の注が正しかろうと、当面の

本云或本已下三首在上云々

という注の内容自体が問題であるが、以上のことが、私に「或本……」という朱注を見直させる一つのきっかけを成したことは否定できない。

尼崎本の朱注に従って配列を改めれば(以下これをBと言う。冒頭に掲げた通行の配列をAとする)、Bの前半は次のようになる。

- ① 王のつかはさなくにさかしらに行きし荒雄ら沖に袖振る
- ② 荒雄らを来むか来じかと飯盛りて門に出で立ち待てど来まさず
- ④ 荒雄らがゆきにし日より志賀のあまの大浦田沼はさぶしくもあるか

- ⑤ 官こそ指してもやらめさかしらにゆきし荒雄ら波に袖振る
- ⑥ 荒雄らは妻子のなりをば思はずる年の八歳を待てど来まさず
- ③ 志賀の山痛くな伐りそ荒雄らがよすかの山と見つつ俣はむ

(後略)

○内数字は通行の配列(A)における順位を示す。さて、A・B二種の配列のうち、いずれかが原配列であり、いずれかが誤写・誤伝であると考えられようが、このうちBからAへの誤写の過程は比較的想像し易いように思われる。即ち、Bにおいては、「待てど来まさず」という結句を有する⑥の後に③があったわけであるが、Aにおいてはこれを、同一の結句に惹かれて②の後に記してしまう

ようなことがあるいはあったかも知れない。それがA配列の流伝のきっかけの一つを成したのではないか。

事実、同じ尼崎本の中でも

能登国歌三首

はしたての 熊来のやらに 新羅斧 おとし入れわし かけてか
けて 勿鳴かしそね 浮き出づるやと 見む和之(三八七八)

の「和之」の後に「所聞禰乃机乃嶋能小螺乎伊捨持来而」とあるのは三八八〇の冒頭の詞句であるが、これが三八七八の結尾に連続し付記されているのは、三八七九の

はしたての 熊来酒屋に まぬらる奴わし 誘ひ立て 率て来な
ましを まぬらる奴和之

末尾の「和之」と等しい所からの写し誤りである。

かような例があるから、本来⑥の後にあった③を②の後に誤写してAのような配列が伝えられる可能性は認めうる。しかし、逆の場合、すなわちAからBへの誤写の場合は、右のように明らかにその理由を指摘することはできない。このこともまた、Aを原形とする現在の通説に対し私の疑念を深める一つの理由となっている。加えて、尼崎本朱注の配列によれば、十首の構成そのものが、Aよりも一段と鮮明になることも事実である。

沢瀉久孝氏は先掲稿において、

筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

(一)大君の遣はさなくに：

(五)官こそさしてもやらめ：

(二)荒雄らを来むか来じかと：

(六)荒雄らは妻子の業をば：

(四)荒雄らが行きにし日より：

(三)志賀の山いたくなきりそ：

という冒頭六首の対応に注目し、

さてかうしてよく見るとこれは何とあざやかな排列だと思はれないであらうか。犬養氏の第一波第二波は(一)(四)―(五)(六)にこそ見事に示されてゐると云へないであらうか。釜田氏の「唱和」はこの三首ずつのくりかへしに立派に示されてゐるのではなからうか。(一)(五)をぢかに並べた井上氏たちの思ひつきもさる事ながら、右のやうに並べた(一)と(五)、(二)と(六)、(四)と(三)にこそ笠井氏の説明とはやゝ意を異にした「呼応」が明瞭に看取せられるではないか。

と述べている。氏の指摘のように、尼崎本朱注の配列にに従えば、二首ずつの対応関係(西本願寺本などの配列でもそれは或る程度窺いうるが)は一段と明瞭に浮かんでくる。この二首ずつ対となっている特殊な形の意義を説明することが、連作の構造把握に大きな影響を与えずにはおかないのも当然であらう。沢瀉氏は(一)と(五)が荒雄の船出の姿、(二)と(六)が待つ妻子の姿(四)と(三)とは残された故郷の風物という風に説明する。確かにその通りであるが、対応の真意を説明したことにはならないであらう。

単刀直入に卑見を記してゆこう。①②④は（Bによる冒頭三首）

予定の期日を過ぎても帰らぬ荒雄を思う妻子の立場における歌である。これに対して⑤⑥③は多年を経て、殆ど絶望的な心情にありながら、なお荒雄のことを思ってやまぬ妻子の心を歌ったものである。冒頭の三首と次の三首との間には長い年月の経過がある。そのことは、

荒雄らを来むか来じかと飯盛りて門に出で立ち待てど来まさず

（三八六一）

荒雄らは妻子の産業をば思はずる年の八歳を待てど来まさず（三八六五）

の二首を比較しても察せられるはずである。前者の「来むか来じか」について古典大系本頭注に、

「来るか来ないか」などと直訳しては真情は表われない。もう来るか、もう来るかと待ちこがれる至情の表現に外ならない。

と言ひ、注釈にも「今の来じかは来むかの意が強くて、もう来るかもう来るか、という気持に近い。」と説くのが当たっている。

これに対し、後者は「年の八歳を待てど」とあるので知られるように多年待ち続けて待ち得ぬ絶望的な表現である。この二首の対応は、それぞれその後配せられている④と③にも引き継がれている。

荒雄らが行きにし日より志賀のあまの大浦田沼はさぶしくもあるか（三八六三）

志賀の山痛くな伐りそ荒雄らがよすかの山と見つつ偲はむ（三八六二）

前者を挽歌的に見る注者もある。たとえば全注釈に、「荒雄なくして、その遺跡のさびしいことを歌っている。挽歌にしばしば見る型である」と記しているなど、その典型であろう。しかし、サブシは原文「不楽」と書かれているように鬱々として楽しまぬ様を言うのであって、挽歌とは限らない。憶良の歌に
言ひつつも後こそ知らめとのしくもさぶしけめやも君いませずして（八七八）

とあるのも相聞であり、池主の歌に、

桜花今ぞ盛りと人は言へど我はさぶしも君としあらねば（四〇七四）

とあるのも同様である。もちろん挽歌にも

家にゆきて如何にかあがせむ枕づく婦屋さぶしく思ほゆべしも（七九五）

のような例があるから「不楽」のみで挽歌とも相聞とも判断はつきかねるのである。前後の歌から、あるいは前後の文脈から、挽歌にも相聞にも解しうるものと言うべきであろう。多少付言すれば「荒

雄らが行きにし日より」という詞句には、私は、挽歌的なものを感じずるより、より多く相聞的な発想を感じる。それは、この歌が尼崎本の注記のように三八六一「飯盛りて門に出で立ち待てど…」という歌の直後に配されてあれば、一段と色増す類の相聞の抒情歌なのである。三八六二の「よすかの山と見つつ偲はむ」の後に配されてしまった為に、この歌自体も挽歌的に読まれて来たのであるが、尼崎本注記の配列に従って読めば、よりすっきりした形でこの歌の真意も把握されるように思う。①が荒雄の出帆の折の姿の回想、②が蔭膳すえて待つ妻子の嘆き、④はそれらを受けて、荒雄の帰らぬ大浦田沼の有様、という工合に抒情は進むのである。

転じて後者は、「よすかの山と見つつ偲はむ」とあるように前者よりも絶望の色濃い、これこそ挽歌と呼ぶにふさわしいものである。「よすかの山」については諸説あるが犬養孝氏も触れているように(国語と国文学昭和二)、(十七年一月・二月)、「荒雄が海上から目標として来る山」のことなのだろう。いずれにせよ、「見つつ偲はむ」は帰らぬ荒雄を偲ぶために志賀の山を眺めようと言うのであって、絶望も深い。それは、配列Bによれば「年の八歳を待てど…」という前歌と響き合っただけで、あきらめに近い嘆きを伝えるであろう。

私は先に、配列Bの冒頭三首が期日を過ぎても帰らぬ嘆きの歌であり、次の三首は多年経た後の悲嘆の歌であると述べた。作者の視

筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

座が、前の三首では予定の期日を過ぎた時点に据えられ、後の三首では多年経過した時点に据えられていることを言ったのである。嘆きの中に希望が前者に強く、後者にはそれによって絶望が強く表現されているのはむしろ当然と思われる。冒頭歌の「沖に袖振る」と⑤の「浪に袖振る」との相違も、右のような時の相違と結びつけて解されるべきである。

王の遣はさなくにさかしらに行きし荒雄ら沖に袖振る (三八六〇)
官こそ指してもやらめさかしらに行きし荒雄ら浪に袖振る (三八六四)

二首の歌の「袖振る」についても諸種の見解が入り乱れている。荒雄の遭難の様とするものもあるが、素直に読めば、三八六〇は②の「飯盛りて門に出で立ち待てど」の前にあるのだから、瀕死の様子とは解せられない。読者は先ず冒頭の一首によって荒雄が「さかしらに」(この句意は文字の如く自ら進んでの意であろう)出帆したことを知るのである。ただ注意しなければならないのは、それが出帆時そのものの歌ではなく、帰帆すべき時以降に視点をおく回想である事で、その点、注釈に

前のは出帆の光景で、沖の船上で別れを惜しんで袖を振る意で(稻岡注、以上三八六〇についての説明)、これは(稻岡注、三八六

四を指す)難船して波の間に漂つて袖を振つてゐる意で、「沖」を「波」にかへて両者の区別を示したものと見るべきだと思ふ。というのも、全注釈に

ユキシと過去に言っているから、別れを惜しむ姿と見るわけにゆかない。

と記しているのも当たらないと思う。全注釈の判断は、過去の助動詞「シ」のあることによつて「袖振る」の現在形と区別し、行ったのは過去、「振る」のは現在と判断し、遭難の姿と解するのであるが、この断定は性急にすぎる。一首中、前出の動詞に過去の助動詞が付せられ後出の動詞にそれが伴なわなくても、両者ともに回想として理解されうることは、

たまくしげ見諸戸山をい行きいしかばおもしろくして古思いほゆ、(一二

四〇)

の如き例によつて知られる。一二四〇は、「歩いて行ったところ、(中略)しのばれるのだった」(古典大系本大意抄出)という風に説明しうるものだろう。つまり「沖に袖振る」も「袖振りき」の可能性があるわけで、「行きし」のみを過去として強調し過ぎるのは、一首の理解を図式的抽象的にしてしまう恐れなしとしない。その点犬養氏が(前掲稿)、

もともとこの歌の上四句(王の遣さなくに情進に行きし荒雄

ら)の持つ無念さや悲壮感は、遭難前出船時のものとして解せなくはないにしても、それでは結句の持つ親愛感或は思慕感とそぐはないものがあり、これは生死不明を気づかふものの無念さの上に立たなければならぬ。

と記しているのは、その辺を考慮に含めた説明であると思う。ただ氏も、「自分から進んでいつた荒雄は、荒海のただ中にある。しかも恐らくは、こちらに袖を振つてゐる。」(傍点稲岡)という風に袖振るを現在とし視界外の推量としているのは誤りであろう。「あるいは、遭難したのでは」という不安を抱きつつ回想しているのであつて、作者の視座が帰帆予定日以後に据えられ、そこから出航の時を想う形で歌われていると解すれば、無理なく受け入れられる。右の如く解すれば、「沖に」と「浪に」の相違も、一方を出航時、一方は溺れる時という様な無理な解釈をせずにする。「沖に袖振る」も「浪に袖振る」も共に「沖に袖振りき」「浪に袖振りき」という出船時の回想なのであつて、ただ前者が事件直後、後者は「八歳」後の回想という風に回想する時点にずれがあるに過ぎない。当然、そこには帰つて来るかも知れないという期待感には深淺があり、逆に絶望感にも淺深があるわけで、それが「沖に」「浪に」という言葉の選択に表わされているわけである。ほとんど絶望的な感情で荒雄との別れの時が思い起される時、魔物のような波間に袖を振つ

ていたイメージが浮かんで来るのであろう。そう言えば、あの時の浪もいつもとは違っていた、という思いが「浪に」という言葉にはこめられている。回想とは、常にそうした形のものであると思う。

①②④は、予定の帰りの日を過ぎても戻らぬ荒雄を思う歌であり、⑤⑥③は多年経て、もはや絶望的にも思われる悲嘆の歌と解されることを述べた。十首中、六首目迄は、時の経過に併行して感情も変化し、三首ずつが群をなして、しかも一首ずつ他の群の一首と対応を意識して作られている。

では、後部四首はどうか、四首は⑤⑥③の後に位置することによって、もはや①②④と同一の時点にはあり得ない。これも年の八歳を経た後の感懐とすべきものである。

沖つ鳥鴨とふ船の還り来ば也良の埼守早く告げこそ (三八六六)

沖つ鳥鴨とふ船は也良の埼廻みて傍ぎ来と聞こえ来ぬかも (三八六七)

⑦⑧の二首は、二句までを共有することによって対応を明らかにしているが、前者では船が今すぐにでも帰って来そうな口吻であるのに対し、後者では「聞こえ来ぬかも」と絶望は深い。とは言え、「聞こえ来ぬかも」を注釈のように、「聞えては来ないことよ」と否定に解するのに賛する意味ではない。「所聞許奴可聞」と書かれているように、許奴可聞は希望の表現と見るのが正しい。集内の訓

筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

字主体表記に於て一般に、否定の場合は、「不」、希望の「ヌカモ」の場合は「不」を書かず奴を添えたり、沼を書いたりしているのであって(少数の例外はある)、巻十六で

久堅之雨毛落奴可：(三八三七)。道爾相奴鴨(三八七五)などとあるのは、すべて希望の意の場合である。巻八に

九月の其の始鴈の使にも思ふ心は所聞来奴鴨(一六一四)とあるのは結句が全く等しいものであるが(所の字、代匠記の説による)、意味は希望である。表記を尊重し穩やかに解すれば「聞えて来ないかなあ」という意になろう。

希望の意に解されるにしても⑦の「早く告げこそ」と比較して次のような点に注意すべきではないか。

A、：王の 命かしこみ 天離る 鄙へにまかる 古衣 まつち

山より 還り来ぬかも(一〇一九)

B、おくまへて吾を念へるわが背子は千年五百年ありこせぬかも(一〇二五)

C、朝毎にわが見るやどのなでしこが花にも君はありこせぬかも(二六一六)

D、九月の其の始雁の使にも思ふ心は聞えこぬかも(一六一四)

右は「ヌカモ」の例として極く一部をあげたに過ぎないが、傍線部は、単に通常希望される事柄とは異なっており得ぬこととは思

われるけれども、なおそう希望される類の内容であることが諒解される。(BCDは一見して明らかであろうが、Aには「石上乙麻呂卿配土左国之時歌三首」という題詞を有するものであることを付記しておこう。すぐに帰って来るとは思われないが、それを承知した上での希望である。) その点、

梅の花夢に語らくいたづらに吾を散らすな酒に浮かべこそ(八五

二)
とか

うち日さす都の人に告げまは見し日の如くありと告げこそ(四

四七三)

といった「こそ」による希求表現とは明らかに異なるのであり、又カモの方が否定的な感情が強い。これは又カモの又が元来否定の助動詞であることと結びついた当然の性格なのであろう。希望の表現ではありながら、その底にそれを到底不可能とする気持を秘めているのが又カモであり、そこに深い詠嘆もこめられるわけである。⑦⑧が共に希求もしくは希望の表現とは言え、前者がやや明るく、後者が暗い印象を与えるのは右のような点に理由が存するものと思ふ。

次の二首

沖行くや赤羅小船につとやらばけだし人見てひらき見むかも(三

八六八)

大船に小舟引き副へかづくとも志賀の荒雄に潜き相はめやも(三八六九)

も、ほぼ同様に理解されるだろう。後者は、荒雄に相うことはできないという絶望的な悲嘆の表現である。前者は解釈に異説があつて、「人見て」の「人」を、「あの人」すなわち荒雄ととるか、「誰か他の人」ととるか問題の存する所である。しかし、以上見てきたように、二首ずつの一方がなお希望の存する心理を表わし、一方が絶望の色濃いものという対照をなしていることを注視すれば、おそらく作者はこの⑨を希望の残る心理の表現として配したのであること、察するに難くない。従つて、「人」を第三者と見るのは無意味であり、古典大系本などのように夫荒雄を指すと考えるのが穏当である。注釈に、意中の人ではなく「人が見ますわ」という場合の人のこととしているのは、武田祐吉・高木市之助両氏が、それぞれ前著では第三者と解していたことをあげ、その方がすなおだと言う意味であり、余り理由はない。氏が二首ずつの対になっていることを強く主張したことは前述の通りだが、その対の意義が正確に押さえられていないために、かような誤解も生じたものと思ふ。もちろん、この一連十首では、荒雄のことを直接「荒雄」と言つて、人とは言つて居ないことを理由とする人もあろう。だが、これは単

に現象的な把握に過ぎず、結果的には逆のことも言いうるはずである。すなわち、⑨では「人」と言っている故にかえって感情移入の度も強く「荒雄」と言っている方が、むしろ第三者的なのではないか、と。付言すれば、「人見て」を誰か他の人が見てと解し、

沖ヲ行ク朱塗リノ船ニ贈リ物ヲ托シテヤツタラ、モシヤ誰カが見テ包ミヲ開ケハスマイカ

という風に受け取るのでは、歌にならないのではないか、と私は思う。高木・武田両氏が前著の考え方を変えたのも、そうした点に根本的な理由があったのではなからうか。

三、白水郎歌十首と憶良の長歌

尼崎本の朱注に従って十首の配列の意味を考えると、冒頭三首(①②④)が荒雄の帰りの予定期日を過ぎた時点に視座を据え後の七首は「八歳」後に視座を置くものであることがわかる。と同時に、その七首の中の三首は、冒頭三首と一首ずつ対応しながら、「八歳」後の絶望的な悲嘆を強調叙述していることも明らかとなる。

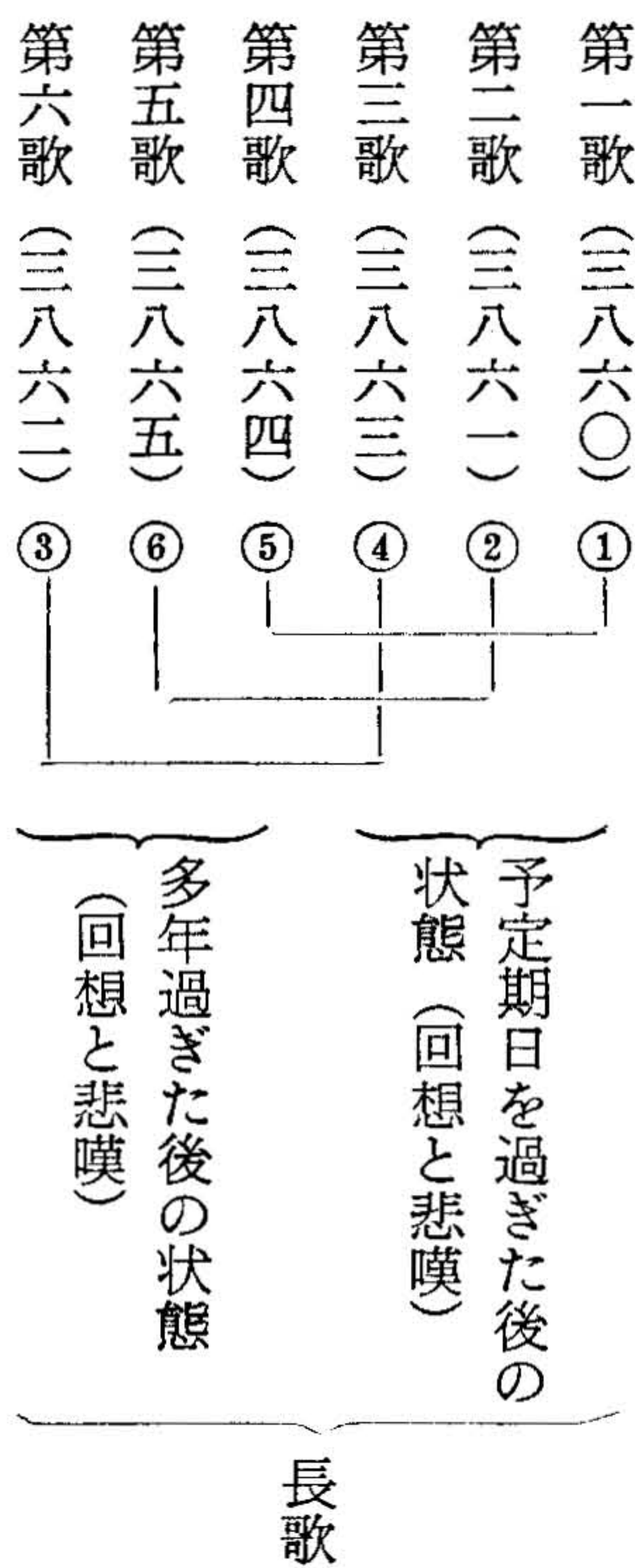
右のように記すと、妙に面倒な構成のように聞こえるかも知れないが、要するに時の経過と妻子の悲嘆の深まりとが連作によって浮き彫りになるように作られていると言うに過ぎない。それは、犬養

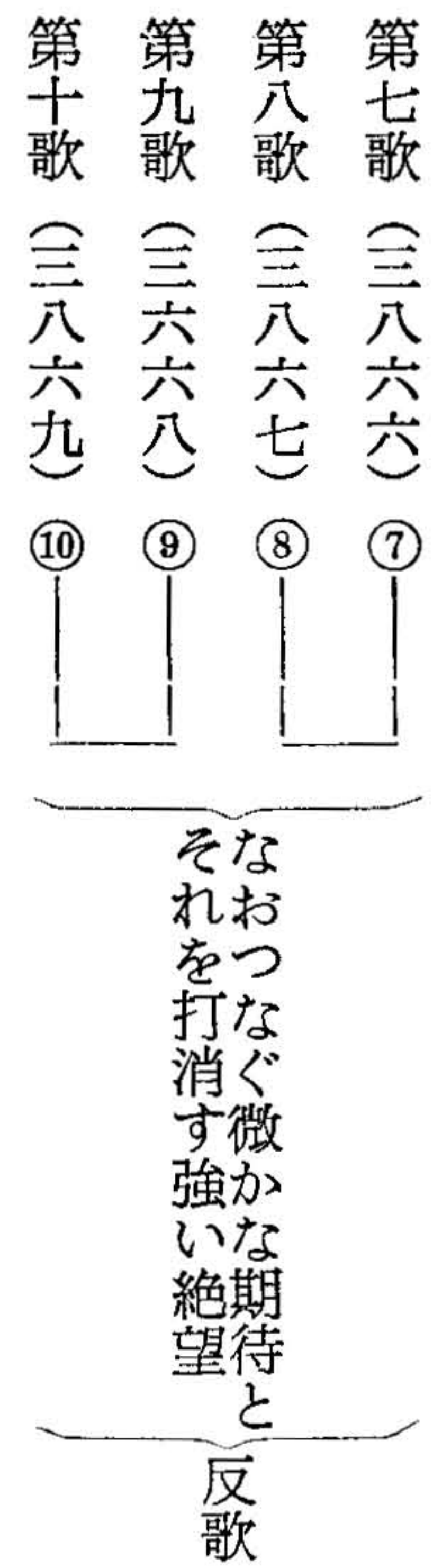
筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

孝氏が比較しているように憶良長歌の構成に比すべきものである。犬養氏は、「恋男子名古日歌」を例として

第一波では、宝の中の宝吾子古日を提示し、毎朝の愛くるしい姿を、ついで毎夕の愛くるしい姿を述べて、その愛児の成長を楽しむと発展して、愛児のいとしさとその成長を期待し、第二波では突如愛児の病気、懸命なる神への祈り、容態変じて絶命狂乱の歎きと層々重ねて、愛児の病より死への歎きを訴へる。かくて第三波に來世の幸福を願求する形で更に強い死の歎きを二段の発展で訴へてゐる。

と言ひ、氏の第一波から第三波に至る心情表現の構成論を裏付けようとしている。七夕歌その他にも言及されているが、憶良長歌に比するとすれば、





のように考え得るであろう。第一歌と第四歌すなわち①と⑤に殆んど同型の歌を見るのは、あるいは中国詩などの影響もあろうか。

詩経国風に

遵_ヒ彼_レ汝_レ墳_ニ 伐_ル其_レ条_ノ枚_ヲ 未_レ見_ニ君_子 怒_{トシテ}如_ニ調_ノ飢_ニ
 遵_ヒ彼_レ汝_レ墳_ニ 伐_ル其_レ条_ノ肆_ヲ 既_ニ見_ニ君_子 不_レ我_ヲ遐_ニ棄_セ

(周南・汝墳)

とか、

維_ニ鵲_ニ有_レ巢_ニ 維_ニ鳩_ニ居_レ之_ニ 之_レ子_ニ于_ニ婦_ニ 百_ニ兩_ニ御_レ之_ニ
 維_ニ鵲_ニ有_レ巢_ニ 維_ニ鳩_ニ方_ツ之_ニ 之_レ子_ニ于_ニ婦_ニ 百_ニ兩_ニ將_レ之_ニ
 維_ニ鵲_ニ有_レ巢_ニ 維_ニ鳩_ニ盈_ツ之_ニ 之_レ子_ニ于_ニ婦_ニ 百_ニ兩_ニ成_レ之_ニ

(召南・鵲巢)

陟_ニ彼_レ南_ニ山_ニ 言_ニ采_ル其_レ蕨_ヲ 未_レ見_ニ君_子 憂_ニ心_ニ悒_{タリ}悒_{タリ}
 亦_ニ既_ニ見_ニ止_ニ 亦_ニ言_ニ采_ル其_レ薇_ヲ 我_ニ心_ニ則_チ說_{バム} 我_ニ心_ニ傷_ス悲_ス
 亦_ニ既_ニ見_ニ止_ニ 亦_ニ言_ニ采_ル其_レ薇_ヲ 我_ニ心_ニ則_チ夷_{バム}

(召南・草虫)

など、類似の詞句を重ね、多少変化させて時の経過および事柄の変化を叙するものは極めて多い。憶良がこうしたものからヒントを得て、①と⑤に同型の歌を配したことも十分考えられると思う。特に「汝墳」や「草虫」は夫の帰りを待つ女の歌であって、内容にも通ずる所なしとしない(このことまた後節に触れる)。

ところで、私は作者の問題には敢えて触れずに叙述を進めて来た。従来それについて論議のあったことを知らないわけではない。しかし、既述のように、二首ずつ対となり、時の経過を含みつつ期待と絶望とが交互に詠まれるというような配列にあるこの十首は、それだけを取り上げても、志賀の漁撈者の歌として見ることを拒む性質のものであるだろう。万葉集内の連作の在り方を調べてみても、極めて珍しい複雑な構成と認めうるから、効果の程は暫くおくとしても、相当に熟練した技術を要するものであることは確かである。一人の歌人の手になるものと考えた場合、集内に名が見える歌人として山上憶良が最も近い位置を占めていることもまた否定し難い。これについては高木市之助氏に詳細な論があるので、それを参照されたい(「古文芸の論」所収「志賀の白水郎」。高木氏の掲げた諸点に加え、特殊な連作であるということを加味して、作者として、憶良を考える通説に賛するものである)。

さて、憶良と焦点を定めてみると、この事件の起った当座は憶良

自身知らなかったであろうこと、そして、恐らく「年の八歳」を経過した時点で、憶良はこの話を海人の妻子達から聞いたのであろうこと、などが浮かんでくる。憶良の赴任は神龜三年が考えられ、元年や二年に起ったとればその時憶良は筑前の国には居ない。連作の主要部が既述のように「八歳」後に視座を有するのはその意味で当然なことであろう。あたかも反歌のように加えられている後部四首(⑦⑧⑨⑩)が微かな期待を残す歌と絶望の歌と対になっているのは、憶良が妻子達からどのような話を聞いたか、部分的に想像させるものでもある。白水郎の妻子達は「八歳」経た後においても絶望的な中になお今にも帰って来はしないかと思われ、ことを訴えて止まなかったであろう。それが憶良の心をとらえたに違いない。期待と絶望が対を成して詠まれているのは、その妻子達の心を和歌に定着しようとする結果である。

四 序文か左注か

ここで左注についても触れておく必要を認める。この左注が元来序文であったものを後に廻したのではないかという説もあるし、左注であるか序文であるかは、この連作の成立乃至受容に少なからぬ関わりを持つと思うからである。

右、以_二神龜年中_一、大宰府差_二筑前国宗像郡之百姓宗形部津磨_一、

筑前国志賀白水郎歌十首に就いて

充_二对馬送_一粮船柁師_一也。于_レ時。津磨詣_二於滓屋郡志賀村白水郎荒雄之許_一語曰、僕有_二小事_一、若疑不_レ許歟。荒雄答曰、走雖_レ異_レ郡同_レ船日久。志篤_二兄弟_一、在_二於殉_一死、豈復辞哉。津磨曰、府官差僕_レ充_二对馬送_一粮船柁師_一、容齒衰老、不堪_二海路_一。故来祇候。願垂_二相替_一矣。於是荒雄許諾、遂從_二彼事_一、自_二肥前国松浦_一、竟無_二順風_一、沈_二没海中_一焉。因_レ斯妻子等不_レ勝_二懷慕_一、裁_二作_一此歌_一。或云、筑前国守山上憶良臣、悲_二感妻子之傷_一、述_レ志而

松岡静雄氏が、この左注を本来序文であったものと考えた(「有由縁歌と防人歌」)のは左注冒頭の「右以」の二字が類聚古集になり、これを主たる理由とする。確かに類聚古集にはないのであるが、尼崎本その他の写本にこの二字は存し、かつ、松岡氏が正しいとした類聚古集には「右……」という同種の言葉の欠落を多量に指摘し得る。すなわち、三八〇六・三八〇七・三八〇八・三八〇九・三八一〇・三八一一・三八一五の左注の七箇所「右伝云」もしくは「右歌伝云」という冒頭の語句が落ちていて、これは類聚古集に特徴的な事であって、「右……」という左注の語句に関して、類聚古集卷十六は余り信ずるに足らぬこと明らかである。従って、類聚古集の当面の左注に「右以」の二字が無いことを、これが序文であっ

た証とすることはできない。

一方、川口常孝氏は「憶良の長歌と連作」
〔万葉作家の世界所収〕

1、序文をもって歌の背景を説明することが憶良の普通のやり方であること。

2、熊擬歌の序文と、志賀白水郎の左注とが「同一筆法」であること。

などから、本来序文であったものを编者（家持）が左注に移管したのであろうと推断している。松岡氏の場合とは異なり相当詳細にこの問題を論じているので、直接氏の論を読まれるよう希望する。ただ右のように纏めてみると、1は、これだけでは証になるまいし、2もどうであろうか。氏は適宜文言を取捨しながら、「同一筆法」であることを証しようとしているが、憶良序文の末尾は、周知のように、「歌曰」「其歌曰」「作歌曰」などとなっていて、白水郎歌のように「作此歌」と記されているものは無い。当然川口氏は、その辺に编者の手入れを想定せざるを得ないことになる（前掲書二〇三頁）。

序文というものの機能を重大に考えれば考える程、私には、川口氏の想定する编者の処置が解し難く思われてならない。しかし、その点は、三八一六以降左注方式に変わっているその勢の中で、序文は左注に改変されたと川口氏の説くのに一応従っても良い。単なる形

式上の問題とすれば、その可能性を全く否定しうるかどうか疑問だからでもある。

むしろ問題は、川口氏が「同一筆法」であると判断した左注の内容にある。はたしてこの連作に、前掲のような内容の「序文」を憶良自身が付したかどうか、そしてまた、この左注が「序文」として有効に機能しうるものかどうか。私はその点甚だ懐疑的であると言わねばならぬ。

第一に「筑前国志賀白水郎歌」という題詞を見過し得ないだろう。穏やかにこれを読めば白水郎自身の歌ということになる。後続の短歌自体によっても、憶良が白水郎の（妻子の）立場から努めて作歌していることが知られる、題詞の指示するところも、歌の内容も白水郎の（妻子の）歌としてこの連作が受容されるように作者は求めている。その点熊擬歌とは事情が異なる。私が疑問に思うのは、そこまで配慮しながら、はたして憶良が、仰々しい「漢文序」を冒頭から構えることをしたかどうか、という点にある。「漢序」自体は白水郎の（妻子の）ものでないこと瞭然としている。文芸的な効果の上からも、私にはそうは思われない。

第二に——これはもちろん右に述べたことと不可分であるが——、左注の大部分を占めるのは、荒雄・津麿交替の事情の説明であり、とりわけ荒雄の友愛といったものが強調されていることも見逃せな

い。「志兄弟よりも篤く、死に殉ふことありとも、豈復辞まめや」とは、おそらく潤色でもあろうが、この文では、荒雄の行為は讃嘆すべきもののように描かれている。これは、連作十首を貫く悲しみの抒情とは背反する、第三者的な価値評価ではないのか。

短歌部分に、全く荒雄の友愛を讃える心が投影していないと言つては誤まりになるだろう。①や⑤に「情進（出）に行きし荒雄」とあるのは、訓法に問題が残るにしても、文字から言つて、否定的なニュアンスのみの語ではないように思われる。私注に「気丈に、元氣よく等の意とすれば、字を宛てた心持も理解出来よう」と記しているのも、その意味で納得されよう。「情進（出）に行ったことを肯定しながらも、一方では愚痴をこぼさずには居られない心がここには見えるようである。左注の中枢部と、この「情進」とはつながっているとも言える。しかし、憶良はそれ以上この「情進」に深入りしてゆくことを短歌では控えている。なぜか。それは明らかであろう。荒雄の行為を讃えることは、妻子の心情ではないし、従つて連作十首の憶良の主題ではなかったからである。作者憶良は短歌においては一貫して妻子に身を寄せ、その悲嘆を三十一文字に定着しようとして試みる。そこに、左注とは異なる視点があり、連作の効果についての作者の判断があつたはずである。かつて私は「この左注が」序文であつたら、短歌の歌いぶりももっと変つて居たであらう」と記したことがあつた（国語と国文学昭和四十一年一月号所収拙稿）。

それを、短歌を主として言い換えれば、序文としてであるならもつと別な記し様があるということになるうし、何よりも白水郎の（妻子の）歌として、形式的に序文は不要であつたと私には思われる。

憶良がこの事件について耳にした時、二つの感情が彼をとらえたはずである。一は多年経てなお夫の帰りを待つ妻子達に同情する心であり、一は、進んで友人の替りに難に赴いた荒雄の心意気に対する倫理的共鳴であつた。左注は後者中心に叙述されている。連作短歌は疑いもなく前者に的を搾っている。左注と短歌の間には視点の移動があり、大きな溝があるようである。こうしたことは、熊凝歌とその序文などの間には見られぬものであり、白水郎歌の左注が「序文」と「同一の筆法」であることを疑わせるに足りる。左注は飽くまでも、左注であつて、付加的なものとしか私には映らない。（或云）以下は家持の筆であろう。）

五、結

前節までに記したように諸種の問題点を整理した上で、この連作を冒頭から虚心にもう一度読み直してみると、私には憶良の苦心する所がわかるように思われる。連作は、先ず王命によるのでなしに自ら進んで出帆して行った荒雄を歌い（①）、蔭膳を据えて待つ

妻子(②) および寂しい大浦田沼を歌う(④)。何のために、どこへ荒雄が出船して行ったかが表現されていないから、歌がわからなまいというのは無益な言ではないか。離れて遠くへ行った夫があり、それが帰って来ないのであり、不安のうちに帰りを待つ妻子の嘆きがそこにあることを、読者は思えば足りる。そして再度、官命でなく、自ら進んで出て行った荒雄のことが回想的に歌われ(⑤)、「八歳」経ても帰らぬ荒雄が難ぜられ(⑥)、荒雄の死がほとんど動かし難いものとなった心で、山を見つつ偲ぼうと歌われる(③)。

繰返しと言うに近い①と⑤が、時を隔て、心境をやや異にした時点での詠歌群の頭初に出て来るのは、中国詩の影響などにもよろうかと思われること、既述の通りである。先掲の「汝墳」を例として考えても良い。

彼の汝墳に遵ひ、其の条枚を伐る。

未だ君子を見ず、怒として調飢の如し。

第一節で、読者は、汝水の堤防に沿ひ、木の枝や幹を伐って暮らしながら、夫の帰りを待ちこがれている一人の妻を思い浮かべる。

彼の汝墳に遵ひ、其の条肆を伐る。

既に君子を見る、我を遐棄せず。

第二節で、読者は一年後(肆を伐るとは一年経たことを示すといふ)夫が帰って来たことを知る。両節の冒頭八言はほぼ等しいが、

僅かに変化させて時の経過をも表わしている。憶良がこうしたものを讀んでいないはずもなからう。意識的にその技法を採り入れて、憶良は連作短歌の時の経過および場面の転換の標示にこれを用いた。単に短歌を羅列するだけでは、読者にどこからどこまでが同じ時点の作であるかわからせるのは容易でない。遭難直後と「八歳」後との間、じきりとでも言うべき繰返しなのである。先掲の如き中国詩に接し親しんだ人達であれば、憶良のこの方法は一目でわかる類のことではなかったか。

後部の四首は、長歌に例えれば反歌相当の部分、中国詩なら第三節に当るのであろう。絶望の中にも、なお今にも帰って来るのではないかという気持は残っているのであって、それが「也良の埼守早く告げこそ(⑦)の歌となり、重ねて打消すような形で、「聞こえこぬかも」という弱々しい嘆きとなる(⑧)。一縷の希望をつなぐ心ではひよっとするとあの人が……という思いを捨て切れずにいるが(⑨)、「もうあの人には逢えない」という絶望感が身をさいなむ(⑩)。

憶良が長歌を捨てて短歌の連作という形を選んだのは、抒情的な短歌を重ねることによって、叙事性をも匂わせるという独得のねらいがあったからであろう。短歌のみが配列されて居て、長歌程叙事に言葉を割き得ていないにも拘らず、形式的に長歌形態に親近な感

を残すのは、長歌の散文性や平板性を乗り越えようとする意図からこの連作が生まれたことを暗示してもいる。熊擬歌から白水郎歌へ、そして貧窮問答歌へと、憶良の試みは続いたのである。だがそのことについては、別稿に改めて論ずることとしたい。ここでは、白水郎歌十首の構成についての卑見を記すにとどめ、大方の御批正を乞う次第である。

—46年7月稿、47年2月補筆—

【名簿補訂】

脱落分補入

辻本 一郎 654 神戸市須磨区天神町四丁目四—三九

移項(ト↓ヒ)・住所変更

飛田 順子 465 名古屋市千種区猪高町大字上社字
鑄物師銅四ノ八

住所変更・住居表示変更

愛知教育大學 448 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢一
附属圖書館

跡見學園女子大學 352 埼玉県新座市大和田二六六二
國文学科研究室

跡見學園女子大學 352 埼玉県新座市大和田二六六二
大學圖書館

糸井 久 182 東京都調布市下石原五二八 羽入方

大川 清司 069-15 北海道夕張郡栗山町中央四丁目二八

大久保 正 108 東京都港区高輪一丁目四—三三
高輪住宅一〇七

大久保廣行 336 埼玉県浦和市三室一四九八

笠井紀子 213 神奈川県川崎市高津区下作延二〇八四

菊川 丞 655 神戸市垂水区西舞子四丁目二七—一八
ハウス大蔵山七〇七

熊本大學 860 熊本市黒髪二丁目三九—一

附属圖書館 780 高知市永国寺町五—一五

高知女子大學 780 高知市永国寺町五—一五

附属圖書館 803 福岡県北九州市小倉区板櫃町
二〇—二—五〇二

河野 頼人 574 大阪府大東市赤井二丁目二—二〇

小林 久子 192-02 東京都稲城市坂浜三三三三

櫻井 満 065 札幌市東区北二十六条東四丁目

西田 直敏 862 熊本市黒髪二丁目三九—一
熊本大学法文学部国文学研究室内

追 徹朗 560 大阪府豊中市熊野町一丁目八—二二
椿アパート内

春田 助志 171 東京都豊島区长崎五丁目八ノ一六

改姓・住所変更

山口 佳紀

上野 展子 630 奈良市川久保町三〇

吉村 和代 177 東京都練馬区大泉学園町一〇二九

伊藤 博明 270-11 千葉県我孫子市湖北台三丁目一〇—二一

國文學研究 142 東京都品川区豊町一丁目一六—一〇

資料館 376 群馬県桐生市西堤町二七—一八

松島 英明

同音読の掛詞「絲(SI)・思(SI)」について

ハローラ イシュトウヴァン

HALLA ISTVA'N

(原岩魚)

毛利正守

一

掛詞を用いる表現が平安朝文学の独特な修辭的技巧であったことは周知の通りであるが、同音異義を機縁とした連想関係によって出

る文藝的表現は、同音異義語を持つ諸国間(日本・中国・ハンガリーなど)にひとしくみられることによつて、これが古く口承的起源を有することは明らかである。すなわち、掛詞の誕生は何処でも文献以前の時代に求めることが出来るのであつて、それは歌謡や民謡等、つまり文の学・文の藝術の誕生日と時を同じくすると云つても過言ではない。従つて、日本における掛詞の最初の使用が上代の歌謡にみられるのもまた当然なことと云えよう。

さて、従来の掛詞の分類に対し、最近、井手至氏、伊藤博氏等か

ら新しい意見が出されているが、^(注1)純漢文学である中国文学に対して広義に云う和漢混淆文学の上代日本文学において、掛詞を漢字の音読と訓読に基づいた二つの分類に、更にもう一つをつけ加えることが許されるであろう。すなわち、

(一)、同音読の掛詞(蓮諧恋等)

(二)、同訓読の掛詞(春諧張る等)

(三)、同音訓読の掛詞(言い換えると二重の掛詞である。名称

「万葉集」の「葉」もこれであろう。^(注2)「世代の世(葉)諧

木の葉の同音読の掛詞、又、「木の葉、諧言葉の葉」の同

訓読の掛詞)

である。ところで三分類のうち、今回は(一)の同音読の掛詞について一つの例を挙げてみようと思う。この同音読の掛詞は上代文学にあ

って、恋語の隱語的表現であつたことが窺えるが、本稿で示す例もまたその一例となるであろう。ともあれ、こういった例を示すことによつて、言語生活の偶然性と共に言葉の不思議な発展があきらかにされ得るものと思う。読者諸賢の御批評を乞う次第である。

二

楊樹達編著『漢文文言修辭学』や王運熙著『六朝樂府与民歌』の中の「論吳聲西曲與諧音雙關語」などによつて、漢文文言修辭である「音的雙關語」(楊樹達氏)、或いは「諧音雙關語」(王運熙氏)が中国において広く論じられていることを窺い知ることが出来る。この修辭語の性質について王運熙氏は「利用諧音作手段、一個詞可同時關顧到兩種不同意義的詞語」と述べている。また、葛立方著『韻語陽秋』(卷四)で子夜歌・讀曲歌等の隱語的な表現につき、「樂府解題以此格爲風人詩、取陳詩以觀民風、示不顯言之意」という説明を加えているが、この中の「風人詩」の解釈について、王運熙氏は「我以爲風人一名、既然源於國風、其特色應當是比興引喻、因爲它正是國風的物的啊」と述べている。又、彼は「蓮諧憐」、「梧子諧吾子」等についても別の所(「南北朝樂府中的民歌」『樂府詩論叢』)で述べ、いわゆる「諧音雙關語」の文学的な表現上の役割りを次のように示している。

同音読の掛詞「絲(SI)・思(SI)」について

這種諧音雙關語、在漢魏詩歌中也偶然出現。如客從遠方來(古詩十九首之一)有云「著以長相思、緣以結不解」、朱洵文選集釋曾指出他「借絲爲思、借連結爲結好。」但到吳聲、西曲才大量運用、這跟吳聲、西曲的題材、風格有密切的關係。吳聲、西曲都是少男少女的情歌、情調纏綿哀豔、這種諧音隱語是很恬當的修辭手段。在后代的民歌特別是表現愛情的民歌中、諧音雙關語也常常被使用着、他成爲人民口實剗作的一種重要的修格式。

さて、この表現が最も發展したのは六朝清商曲辭で吳聲歌の子夜歌等であるが、この中国の隱語的表現が万葉人の愛読書である文選や玉臺新詠などの文献を通じ、また中国から渡つて来た帰化人により、或いは中国に留学生として学んだ日本人によつて早くから日本に知られていたことは疑いない。万葉集における中国のこの「諧音雙關語」(蓮と恋等)をいちはやく発見されたのが小島憲之先生で(注3)あり、別に伊藤博氏も述べられたことがある。(注4)

三

中国において、「絲(SI)諧思(SI)」の使用が何時頃から始まつたかは詳らかでないが、恐らく現存最古の用例の一つとして古詩(文選古詩十九首之一など)を挙げる事が出来よう。

客從遠方來遺我一端綺・相去萬餘里故人心尚爾。文綵雙鴛鴦裁

爲合權被。著以長相思。緣以結不解。以膠投漆中誰能別離此。

(文選、古詩十九首之第十八首)

これについて、朱琦氏は『文選集釋』で、

此蓋絲爲思、借連結爲結好、猶蓮之爲憐、惹之爲憶。古人以同

音字託物寓情類、如是爾

と解釈している。また、郭茂倩氏の『樂府詩集』にも、

晨行梓道中梓葉相切磨與君別交中縷如新縑羅裂之有餘絲吐之無

還期(卷八十四、雜歌謠辭、雜離歌)

とあり、これの解釈を朱嘉徵氏は『樂府廣序』の中で、

一曰餘絲隱餘思後石闕蓮子諸語本此

と述べている。この「雜離歌」の作者及び年代は『樂府詩集』に示

されていないが、漢時代の古歌と推定出来るものである。

右の実例をみると中国の歌詩世界において、「絲」と「思」が

諧音雙関語として古くから自覚されていたことが知られる。そこで

以下、万葉人の愛読書『玉臺新詠』、それに『樂府詩集』などから

いくつかの用例を引用してこの「諧音雙関語」の広い使用を示すこ

とにしたい。

(1)、誰爲道辛苦、寄情双飛燕、形迫杼煎絲、顔落風催電(玉臺

新詠、卷四、古意贈今人)

(2)、棹動芙蓉落、舩移白鷺飛、荷絲傍繞腕、菱角遠牽衣(同、

卷七、採蓮曲)

(3)、吹漏未可停、絃断更當續、俱作雙絲引、共奏同心曲(同、

卷十、秋歌)

(4)、始欲識郎時、兩心望如一、理絲入殘機、何悟不成匹(樂府

詩集、卷四十四、子夜歌)

(5)、明月照桂林、初花錦繡色、誰能不想思、獨在機中織(同、

同、子夜四時歌、春歌)

(6)、婉變不終夕、一別周年期、桑蠶不作繭、晝夜長懸絲(同、

卷四十五、七日夜女歌)

(7)、髮亂誰料理、託儂言相思、還君華鬢去、催送實情來(同、

卷四十六、懷儂歌)

(8)、聞歡大養蠶、定得幾許絲、所得何足言、奈何黑瘦爲(同、

同、華山畿)

(9)、腹中如亂絲、憤憤適得去、愁毒已復來(同、同)

(10)、偽蠶化作繭、爛熳不成絲、徒勞無所獲、養蠶持底爲(同、

卷四十八、採桑度)

(11)、春蠶不應老、晝夜常懷絲、何借微軀盡、纏綿自有時(同、

卷四十九、作蠶絲)

(12)、績蠶初成繭、相思條女密、投身湯水中、貴得共成匹(同、

同)

なお、四部叢刊初稿本において、(3)の「俱作雙絲引」が『樂府詩集』清商曲辭に「俱作雙思引」(子夜四時歌、春歌)と記され、(1)の「晝夜常懷絲」が『玉臺新詠』近代雜歌に「晝夜常懷思」(蚕絲歌)として収まっているのは、「絲諧思」をよく示していると云うべきである。

樂府歌の表現上(隱語等)の伝統をもつ後世(至唐朝)の詩歌の用例もいくつか挙げておこう。

(1)、田蠶事已畢。思婦猶苦身、當暑理絺服、持寄與行人(晉、

宗齊辭、子夜四時歌(夏歌))

(2)、寒衣尚未了、郎喚儂辰爲、初寒八九月、獨纏自絡絲(同秋

歌)

(3)、摘除蓮上葉、挖出藕中絲、湖裏人無限、何日滿船時(梁、

朱超、採蓮曲)

(4)、壘滿蓋重簾、唯有遠相思、藕葉清朝釧、何見早歸時(無名

氏、吳趨行)

(5)、曲浦戲妖姬、輕盈不自持、擎荷愛圓水、折藕弄長絲(隋、

盧思、採蓮曲)

(6)、既覓同心侶、復採同心蓮、折藕絲能脆、開花葉正圓(唐、

徐彥伯、採蓮曲)

(7)、悵望別離時、牽花憐其蒂、折藕愛連絲、故情何處所(唐、

同音読の掛詞「絲(SI)・思(SI)」

王勃、採蓮歸)

(8)、北極嚴氣昇、南至溫風謝、調絲競短歌、拂枕憐長夜(唐、

郭元振、子夜四時歌(冬歌))

(9)、窗中獨自起、簾外獨自行、愁見蜘蛛織、尋思直到明(唐、

張祜、讀曲歌)

(10)、刻石書離恨、因成別後悲、草言春繭薄、猶有萬重思(唐、

皮日休、和陸魯望風人詩)

(11)、荊州麥熟繭成娥、繰絲憶君頭緒多、撥穀飛鳴奈妾何、(唐、

李白、荊州樂)

(12)、新月曲如眉、未有團圓意、紅豆不堪看、滿眼相思淚(唐、

牛希濟、生查子)

右の用例によって「絲」は「思」(情思・恋)であることが明瞭である。すなわち、たとえば表面は蚕の「絲」のことを詠んでいながら、実はそのうらに「思い」(恋)を詠みこんでいるというわけである。

以上、中国における「絲」の隱語的な意味が了解出来るのであるが、この中国の「絲諧思」が上代日本文学に影響を与えていないだろうか。

四

日本の上代文献で「絲」を詠んだ歌は数多い。そのうち、たとえば、万葉集の

①紫の絲をそわが搓るあしひきの山橋を貫かむと思ひて(7-三四〇)

の歌の「絲」について、契沖は「紫ノ絲ヲハ深キ思ヒニ喩ヘ」^(注5)ていと述べ、また、

②河内女の手染の絲を絡り反し片絲にあれど絶えむと思へや(7-一三一六、寄糸)

の歌の「片絲」について、多くの注釈書が、「片思いの意味をこめて^(注6)いる」等と説明を加え、この他、

③片搓りに絲をそわが搓るわが背子が花橋を貫かむと思ひて(10-一九八七)

④片絲もち貫きたる玉の緒を弱み乱れやしなむ人の知るべく(11-二七九一)

の「絲」「片絲」についても、それぞれ「思い」「片思い」の意を寓している^(注7)とみる注釈書がある。しかし、従来のこれらの注釈書が右の如く解するのは、いずれも雙関語「絲諧思」に基づいた発言でないことは云うまでもない。とすると、一体、雙関語「絲諧思」

をもちこまないでも、「絲」(片絲)は「思い」(片思い)の意に捉えることが可能なのだろうか。日本語である「絲」(片絲)、又は「絲」(片絲)そのものに「思い」(片思い)の意味が考えられていたのだろうか。この問いに対しては、確かに上代人は「絲」(片絲)そのものに「思い」(片思い)をたくしていたと云わねばならない。しかも、その場合、中国の「絲諧思」による「絲」と「思」の関係と、諸注釈書が指摘する日本の「絲」と「思い」の関係とは、中国と日本において全く別々に成立し、しかも奇しくもそれが一致したとみるべきなのだろうか。

ところで、上代には比喩の手法が多く用いられている。所謂「見立て」の手法である^(注8)。その多くは、雪と花(梅の花)など即物的なもの^(注9)のどうし^(注9)の関係であるが、ことにこの雪と花の関係は漢籍の影響も考えないわけにいかない。雪と花など即物的なもの^(注9)のどうし^(注9)も然りであるが、更に、抽象的な「思い」を何か具体的なものにたとえようとする場合、それが「絲」になり得たきっかけは、あるいは諧音雙関語として「絲」が「思」の意味で自由に用いられた中国のこの「絲諧思」が影響している^(注9)とみることも可能であろう。あるいはそれが中国からの直接の影響ではなく、もともと上代人の発想であったにしても、先に用例を示した通り、上代人の愛読書である文選や玉臺新詠等に例をみる「絲諧思」に対して、つまり、この隠語的な

文学表現に対して、上代人が無関心であったとは思われない。とすれば、中国のこの「絲諧思」は多かれ少なかれ上代人に影響を与えていたことは疑いない。小島先生が指摘されたように、^(注10)「蓮」に「憐」(恋)をかけた例が、文選や玉臺新詠等からの影響である。しかも中国の「蓮諧憐」が結局は日本語としての「蓮」、又は「蓮」そのものに「憐」(恋)をかけることになっているわけである。してみれば、「絲」と「思い」との関係も、「絲諧思」によっておおいに触発されたとみて大きな誤りはないものと思う。少なくとも「絲諧思」を知ることによって、「絲」と「思い」との関係がなお一層強まったことだけは確かに云えるであろう。その意味で、従来の諸注釈書が、中国の「絲諧思」を全然説かないで、「絲」(片絲)は「思い」(片思い)の意をこめていと説明するに留まったのはやはり不備を免れない。

ところで、上代人すべてが「絲諧思」を知っていたわけではないであろう。また、常に「絲」に「思い」をかけてうたうということもなかったはずである(中国においても同じ)。だから、勿論単に「絲」のことをうたった歌も少なくないわけであるが、それでもなお「絲諧思」の影響のことを考えながら上代文献を見て行くと、先の①④のほかに、あるいは、

⑤わが持てる三相によれる絲もちて附けてましももの今そ悔しき

同音読の掛詞「絲(SI)・思(SI)」について

(4五一六)

の歌なども、「私の強い絲(絲)思(恋)・絲(思)思(恋)」でひきつけておくのだったのに、今になって後悔されます」という「思い」の意味、つまり、この歌のうらの意味が考えられてよいと思う。

五

さて、「絲諧思」の影響を考えるにしても、前述の通り、所詮は日本語「いと(絲)」に「思い」を連想するわけだから、あるいは催馬楽の

⑥走井の 小萱刈り収めかけ それにこそ 繭つくらせて 伊と引きなさめ(走井)

の如き一字一音の「伊と」にも「思い」を連想することはあり得るわけである。^(注11)そこで、いま次の例に対して、従来とは別箇な解釈をひとつ試みることにしたい。それは中国の修辞に特に秀でた山上憶良の歌の

⑦天の河伊、川波は立たねども伺候ひ難し近きこの瀬を

の「伊刀」についてである。この「伊刀」は普通、副詞「いと」と考えられているものである。副詞「いと」は、程度のはなはだしいことを意味する「いた」と母音交替した形であると云うことは既に説かれている通りである(副詞「いと」の成立などについて阪倉篤

義博士の『語構成の研究』に詳細な御論考がある。しかも、一般にア列音と乙類オ列音とが転換する例の多いことからして、副詞「いと」の「と」も乙類であるのが普通と考えられている。^(注12)事実「いと」の語と関連して「イト(副詞) + 除キテ(助詞)」と語構成が考えられる「いと」のきて」の用例が、いずれも「伊等、乃伎提」(5八九二)、「伊等、能伎提」(5八九七)、「伊等、能伎提」(14三五四八)、「五十殿、寸太」(12二九〇三) ∧ 「殿」の「と」は乙類Vとト乙類であることがそれを示唆している。ところが、副詞「いと」と考えられる例に、「と」が甲類をもって表記されているものが、この憶良の一五二四の「伊刀」と、他に二例みられる。しかし、他の二例は、(イ)「白波の寄るる浜辺に別れなば伊刀も為方なみ八遍袖振る」(20四三七九)、(ロ)「国国の防人つどひ船乗りて別るを見れば伊刀も為方無し」(20四三八一)であって、この(イ)(ロ)の二例については『時代別国語大辞典』(上代篇)で「イタモ術ナシの形でもあらわれる慣用句で、その中のイタモとイトモというような語形の異同はあまり重視できない上、防人歌である」として、結局ト甲類の確例は憶良の一五二四の「伊刀」一例のみであるとした。実際、防人歌以外では「伊等、若みかも」(4七八六)、「伊登、ねたけくは」(18四〇九二)、「伊等、遠みかも」(19四二一九)と「いと」の「と」は乙類であり、先の「いと」のきて」の「と」もいずれも乙類であっ

て、しかもこれらがア列音の母音交替形として納得出来るのであるから、防人歌以外で、憶良の「伊刀」一例のみト甲類であるというのはやはり注目しなければならぬと思う。

この憶良の「伊刀」は彼の意識的な表記ではなかったか。というのも、副詞「いと」はいま述べたようにト乙類であり、しかも憶良も「いと」のきて」の二例(八九二・八九七)ともに副詞として納得行くト乙類で実際記しているからである。副詞「いと」はト乙類であることを十分こころえていた憶良があえて「伊刀(甲類)」と記したのではなかったか。また、この一五二四の歌は憶良の七夕歌十二首のうちのひとつで、天平二年七月八日夜、大宰師の家に集会したときの作である。七夕歌と云えば、織女と牽牛の夫婦星の伝説であって、明らかに恋歌である。その恋歌に「天漢伊刀、河浪者」と「伊刀」を用いるのはやはり故ありそうである。すなわちこの「伊刀」は「絲」の意ではなからうか。

ただ、「絲」の「と」の甲乙がはっきりしないのが残念である。万葉集に一例、「わが妹子がしぬひにせよと着けし紐伊刀になるとも吾は解かじとよ」(20四四〇五)と「いと」のト甲類の例をみるがこれは防人歌であり、もう一例歌経標式に「我が柳緑の伊止になるまでに見なく慨み」と「いと」の例があるが、これはト乙類である。しかし、「いと」なる語は上代で副詞の「いと」と「絲」の二語し

かないわけであるから、もしも憶良の一五二四の「伊刀」が前述の通り憶良の意識的な表記と認められるならば、少なくともこれは副詞「いと」の表記ではないと云えるから、あえてこのように記した理由はもう一方の「絲」の意識的な表記であったはずではないかと考えられる。つまりこの歌は「思(恋)川である天漢で波も立っていないのに(それにも拘らず)、渡ることが出来なかった。即ち愛し妻に逢いたかったが、いいチャンスを得なかった」という意味を表現したものではなからうか。憶良は七夕伝説と共に文選や玉臺新詠等の「絲諧思」を十分知っていたはずである。又、憶良は「古詩十九首」の「迢々牽牛星」の中の、

河漢清且淺、相去復幾許、盈盈一水間、脉々不得語

曹丕の「燕歌行」の、

牽牛織女遙相望、爾獨何辜限河梁

又、陸機の「擬迢迢牽牛星」の

炤炤天漢輝、……歧彼無良緣、皖焉不得度、引領望大川、雙涕

如沾露

など、有名な歌句を頭において、この恋歌を記したものと考えられる。

副詞「いと」と「絲」をかけた技巧は、「青柳のいとみだれつつ」

(一二五二)、「やんがにのいとかりける」(一八一六)などと

同音読の掛詞「絲(SI)・思(SI)」について

新古今集にみられ、また、古今集には「いとほれてのみ」(七五三)の如く副詞「いと(晴れてのみ)」と「厭はれてのみ」とをかけ、「わが身にいとよるといへば」(二〇五四)の如く「絲」と「いと」をかけている例などをみるが、これら古今集以後の掛詞はあまねく知られているところである。が、古今集以後のものとの関係はさておき、万葉集にあって、中国の修辞に秀でた憶良に、「絲諧思」(又は、これに基づいた「絲」と「思」)の立場から副詞「いと」よりも「絲」(思ひ・恋)に大きな意味をもたせた右の意識的な表記を認めることが出来るのではなからうか。

注①井手至氏「掛け詞」(『文法』第一巻第四号)

伊藤博氏「万葉の修辞」(『国文学』第十一号)

②万葉集の名義解釈については「古歌之流としての万葉集の成立について」の口頭発表(大阪市立大学小島研究室、昭和四十五年度)に加えて将来詳しく述べたい(ハロー)。

③小島憲之博士『上代日本文学と中国文学』(中)

④伊藤博氏「はちす―戯笑歌の一解釈」(『萬葉』(第三十八号))

⑤契沖『萬葉代匠記』(精撰本)

⑥日本古典文学大系本『万葉集』。その他、『万葉集古義』や

『万葉集注釈』等。

⑦⑧について大系本『万葉集』が「自分一人の思いであること

を寓する」と述べ、④について『万葉集注釈』が「忍びおほせない弱い心をあらはしてゐる」とした。

⑧毛利正守「古事記の『見立て』について」(『古事記年報』昭和四十四年度)

⑨小島憲之博士「古今集的表现の成立」『解釈と鑑賞』(第35巻第2号)参照。

⑩『上代日本文学と中国文学』(中)

⑪『玉臺新詠』の中の梁鈺珠の子夜四歌に「俱作雙絲引」とある「絲引」などがこの歌に影響しているかどうか。なお橘守部は『催馬楽譜入文』で、「絲諧思」の立場からのものとは別であるが譬喩を認めている。

⑫もつとも、トはソ・ノ・ヨと共に仮名遣の乱れが既に奈良時代から見られる例のひとつであるが、しかしトについて云えば、「問フ」「取ル」「解ク」「タドキ」「跡」^トにおいてその乱れが顕著なのであって、乱れているか否かは実はそれぞれの語彙を検討した上で判断されるものであり、以下(本論にて)にも説明するように、このトを乙類と考えることは差支えない。

(附記) ハーラ氏が日本政府国費留学生として日本で学んでいた二年半、二人で大阪・伊勢にてしばしば研究会をもつ

た。本稿はそういう時、互いに話し合い、研究したもののうちの一部である。これからも部分的に発表して行くつもりであるが、これはその第一篇をなすものである。毛利記す)

万葉集の「代」「はか」について

大井重二郎

一

然とあらぬ五百代小田を苅り乱り田廬に居れば京都^{みやこ}し念ほゆ（八
—一五九二）

右は卷八秋雜歌に載せる「大伴坂上郎女の竹田庄にして作る歌」である。これに歌われた「代」は町段制の以前に古くから用いられた田地の面積の単位であるが、慣習的に町段制以後にも面積を示す語として広く用いられている。従つて万葉集の場合必ずしも明確に「五百代」を古制による五百代即ち令前制の十段として計算したのではない。なお令前制では二百五十歩を一反としているが、大化乃至大宝令では三百六十歩となるがこれについては後述する。右の「五百代」は概数として用いたのであるが、そして同時に概ね「狭小な」という形容に使用しているとするのが一般である。

万葉集の「代」「はか」について

「代」の語は右の例のように概数的に用いられた場合も多いが、町段制と換算して明確に面積の単位として記録されている例もある。播磨風土記飾磨郡安相里の条に

品太天皇從^ニ但馬^ニ巡行之時（中略）爾時但馬国造阿胡尼命申給、依^レ此赦^レ罪、即奉^ニ塩田廿千代^ニ有^レ名。

とある。この「廿千代」はハタチシロと訓み、二万代となる。こうした記述法は姓氏録左京皇別の輕我孫条にも「初彦坐命末賜^ニ阿比古姓^ニ成務天皇御代賜^ニ輕地三十千代^ニ是負輕我孫姓^ニ之由也」とあつて「三十千代」の記事がある。さらに上宮聖德法王帝説には

戊午年四月十五日（推古六年）（中略）天皇布^ニ施聖王於（原「物」）播磨国揖保郡佐勢地五十万代^ニ。聖王即以^ニ此地^ニ為^ニ法隆寺地^ニ也。

と見え、割注に「今在^ニ播磨^ニ田三百余町者」とある。この記事に対

して法隆寺資財帳には「播磨国揖保郡式部宅拾玖町宅段捌拾式步。右播磨国田、小治田大宮御宇天皇戊午年四月十五日請_レ上宮聖徳法王_レ令_レ講_レ法華勝鬘等經。而布施奉地五十万代即納賜者之中（十万九千五百六十一束二把代）成町二百十九町一段八十二步者是也」とあるのに合致する。然し租稻並びに町積が五十万代の換算に合わないのは概数を示したに過ぎないからであろう。ただし天平十九年の法隆寺伽藍縁起流記資財帳に

都合本記地宅百宅拾陸万参仟宅伯肆拾代

成町二千三百廿六町二段二百八十步

と見える。これは五百代を二千五百步とする令前の田積に従えばこれ亦完全に合致する。法隆寺関係文書が「代」を以て標記したのは創建当時の寺領の記録を踏襲したからであり、天平当時に換算した数字を併記する必要を生じたのである。同じく天平十九年の大安寺伽藍縁起には「未開田代三十七町未開田代九十二町」等の語が見えるのは過渡期らしい表現である。

万葉集卷八の右の歌の注釈には多く拾芥抄（中）の「凡田以_レ方六尺_レ為_レ一步_レ四面各七十二步為_レ十代_レ」とあるのを引用する。そして「五十代為_レ二段_レ」で一応理解しているのが普通であるが、代制から町段制への法令的移行並びに一方に遺存する根強い慣習はしかく単純なものではなかった。「七十二步」を「十代」とするのも双

方とも高麗尺の計算によれば一代の一辺六尺、一步の一辺五尺で十二代となるはずなのである。そしてこの計算の相違は田積と古尺の変革にあった。令集解の田長条に

古記云、問、田長卅步広十二步為_レ段、即段積三百六十步、更改_レ段積_レ為_レ二百五十步_レ重複改_レ為_レ三百六十步_レ。又雜令云、度_レ地以_レ五尺_レ為_レ步、又和銅六年二月十九日格其度_レ地以_レ六尺_レ為_レ步者未_レ知_レ令格之赴_レ并段積步改易之義、請具分釈无_レ使_レ疑惑_レ也。

とある。これは古記の成立年代が天平十、十一年頃であり、現実に基づいて大宝令以後の田積について言及している^①。そして「答幡云」として令の五尺は高麗尺であり、これによって二百五十步を以て段としたとある。然して高麗尺の五尺は今尺（唐尺）の大六尺に相当する。令の五尺を六尺に改めたに過ぎないので「其於_レ地无_レ所_レ損益_レ也」と説明している。これは雜令に「凡度_レ地五尺為_レ步」など見える。即ち大化一尺二寸為_レ大尺一尺_レ「凡度_レ地五尺為_レ步」など見える。即ち大化前の高麗尺を一・〇対一・二の比を以て唐尺の一・二尺と換算したのである。故に前述の如く高麗尺五尺は唐大尺の六尺と同寸となる。「今大尺」とは和銅六年の改訂で唐小尺を大尺とし、従来の大尺を廃したので、令小尺は和銅以後の大尺と同寸となる。

唐尺（令大尺）1尺_レ≡令小尺（唐大尺）1.2尺

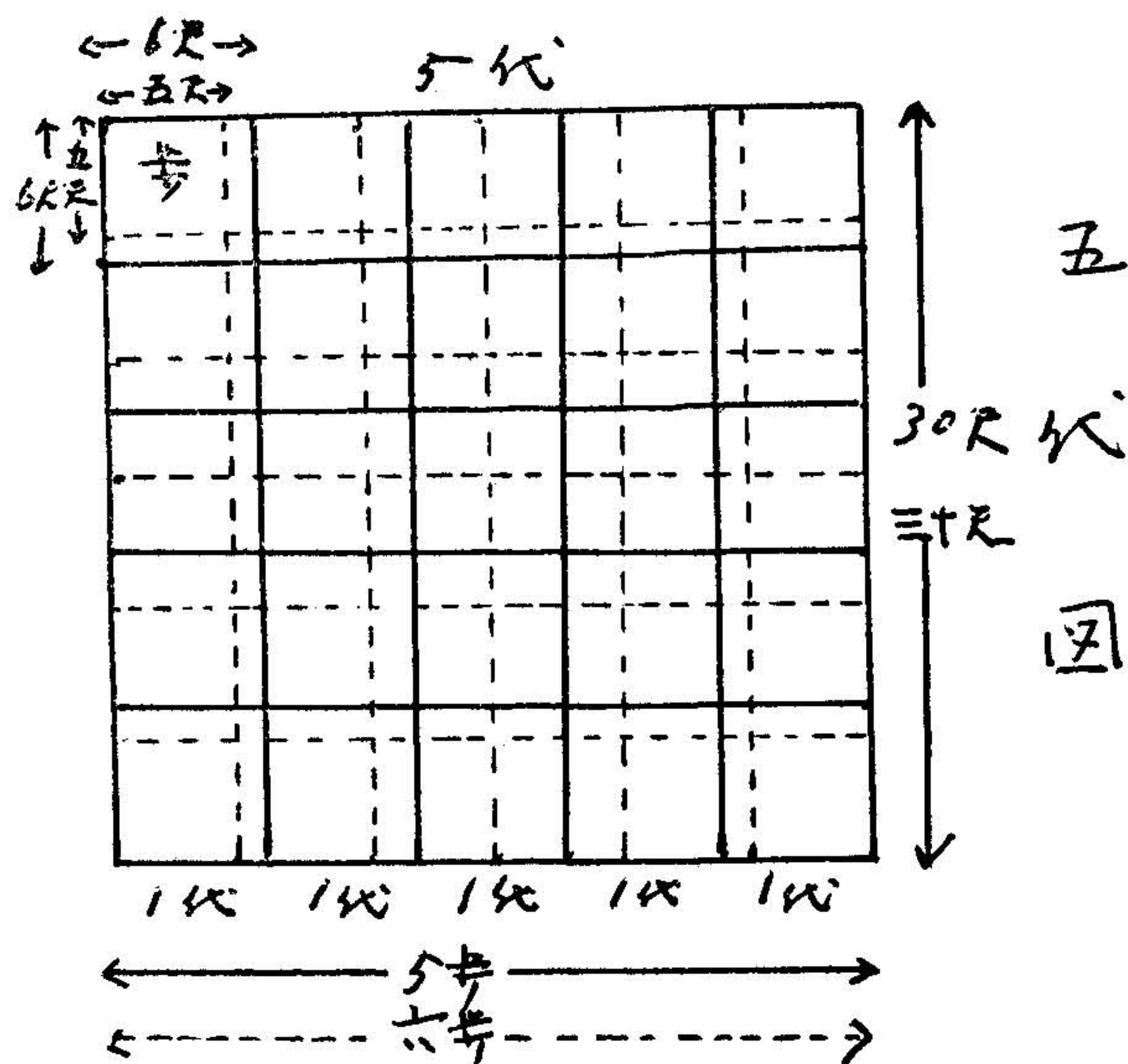
和銅の改訂で令小尺1尺_レ≡和銅大尺1尺 となる

三百六十歩の田積は大化に一段と定めているが、その単位である一歩は高麗尺方五尺で、一町の一边は六十歩なるが故に

$$\text{高麗} 5 \text{尺} \times 60 = 300 \text{尺} = \text{唐大尺} 360 \text{尺}$$

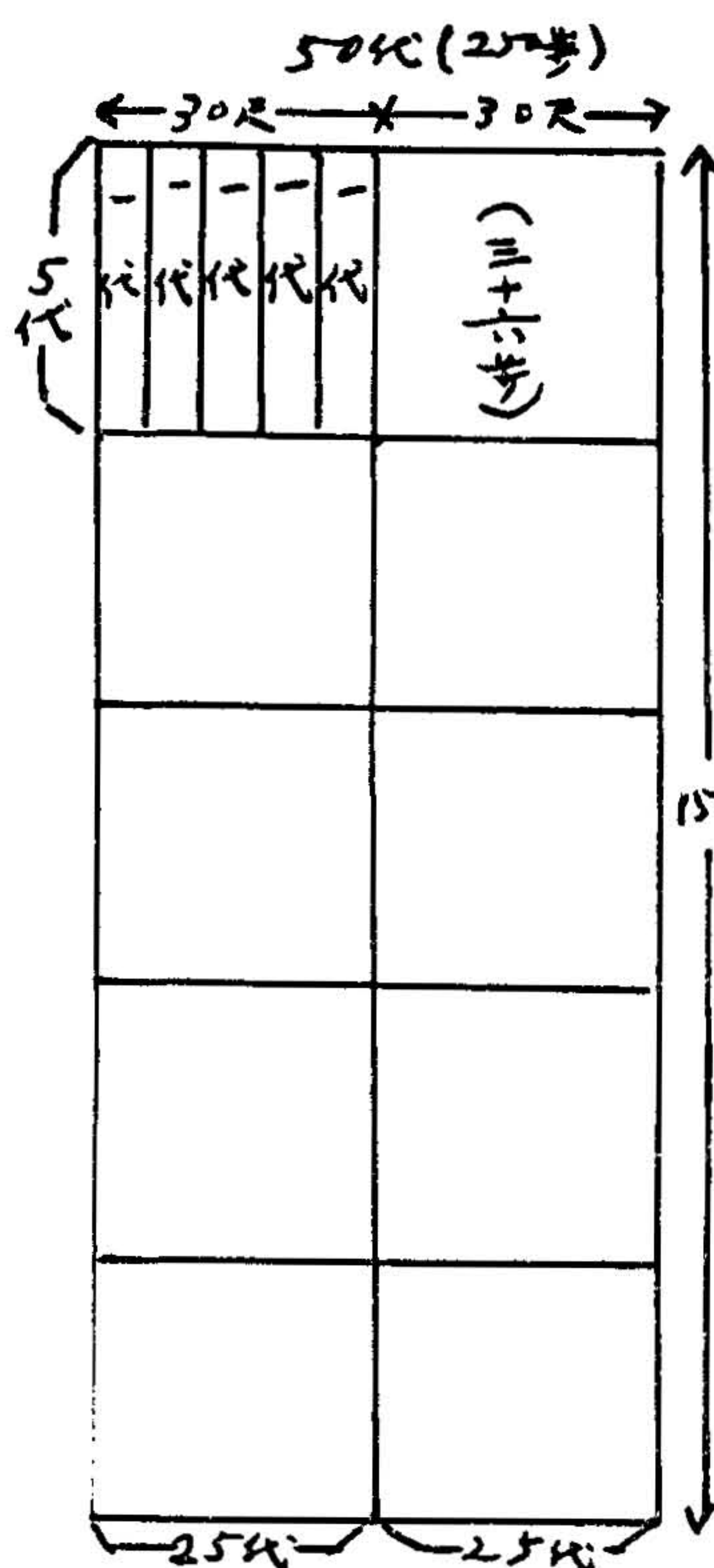
であり、二百五十歩の段積と「損益無し」となる。これは飽くまで旧慣習を一挙に改訂破壊しない配慮からであり、田租の面からも変革のないよう考慮されていることは集解の古記に見える慶雲三年九月十日の格^②であり、「束数雖_ニ多少_一輸実猶不_レ異」であるが、これに関する計算は拙著平城京と条坊制度の研究にも掲出したので再説しない。ただし数字に少差はあるが、今宮新氏の上代の土地制度にも指摘する如く「近似値をとって二束二把と定めたに相違ない。さてこの事実から我々は、大化改新の詔や大宝令にある租法は実は令前の租法を前提として定められたものであることを知り得る」のである。そこで「代」と「歩」の型を考慮してみたい。

下図のように高麗尺方六尺の五歩を以て一代としたが一代は一步を五個並べた形が、考えられるので、五代の場合は一辺五歩、五百代は二千五百歩即ち一辺五十歩の形で方形となり、長さは高麗尺三百尺で令小尺の三百六十尺、和銅の大尺とも同長である。ところが町段制の場合名は一段の形が三十歩と十二歩の三百六十歩という矩形になる。実積は変更のない前提ではあったが形状は全く異なる。然し一町の場合は一辺六十歩の正方形となり、一辺の長さは代制の集積し



たものと同形になる。又一段と五十代も同形となる。ただ理解の困難な問題は「令前」や注^②に掲出した「熟田百代云々」の令前についてであるが、古記には「段積三百六十歩—二百五十歩—三百六十歩」の変転を記述している。これについて津田左右吉氏説は令前制五百歩—十代は持統令の規定であるとし、大宝令で大化の租法に復旧したとし、坂本太郎氏説は大化の田積・田租法は白雉頃令前制に改め、大宝令に至って大化と同制に還元したとし、竹内理三氏説は大

五十代一段田(三百六十步)



化前は代即ち五步^一代、二百五十步^二五十代^三大化の一段、ときれた他諸説なお帰結しない。虎尾氏はこの条の読み方を再考して、大宝令制では段積三百六十步、これを二百五十步に改め、重ねて三百六十步に改めたとした。これは令以降の改制である。然し本論に於ては町段制を詳論する余裕はないので代制についてのみ考慮することとするが、代単位の面積を便宜町段制と対比するためここに諸説を引用した。従って「五百代小田」の場合には一代五步の計算に基き二百五十步一段の計算によれば十段即ち一町步となり、代匠記の如く「唯多キヲ云詞」ではなく、むしろ「僅少の土地」の代名詞として用いられている。ただ拾芥抄(中)に「七十步為^二十代^一二百四十步為^二廿代^一(中略)五十代為^二一段^一」を万葉諸注釈に引用するも

のであるが、これは三百六十步一段について代を換算したので、一条兼良の令抄にもこれを注して「俗謂^二二段^一曰^二百代^一謂^二一段^一曰^二五十代^一三百六十步也 廿五代為^二段中^一十代謂^二七十二步^一五百代謂^二一町^一一町租五百束^一故為^二五百代^一」とある。三百六十步一段の時は七十二步で、拾芥抄には若干の誤りはあるが「五十代為^二一段^一」は結果的に合致する。令逸文雜令(卅)に「物記云、令五尺為^レ步、格六尺為^レ步、即依^二格文^一可^レ加^二一尺^一」とあるのは見逃せない記録で、過渡期には即ち用地尺の三転に対応して旧慣習のものには計算上簡単に「可加一尺」で換算する便法を講じた時期があったのではないかと推測されるものがある。

ここに於て古来「しろ」と訓ませて来った「頃」について若干触れておきたい。仁徳天皇紀十四年十一月条に「掘^二大溝於感玖^一乃引^二石河水^一而潤^二上鈴鹿下鈴鹿上豊浦下豊浦四処郊原^一以墾之得^二四万頃之田^一」と見え、書紀通証に注して「唐令云、畝百為^レ頃。後世借^二代字^一」とある。唐六典(三)によれば「凡天下之田五尺為^レ步、二百有四十步為^レ畝、百畝為^レ頃」とあって步・畝・頃を単位とし、「老男篤病以^二四十畝^一」又永業田を受けるもの「親王一百頃(中略)雲騎尉武騎尉各六十頃」などの用例があり、唐会要(八十三)に均田を定める条に「天下丁男給^二田一頃^一」ともあるが、日唐両制とも五尺を一步とすることは同様である。箋註和名類聚抄は「今案、頃

今之法六町六段二百四十歩也」と計算している。即ち「頃」は飽くまで「代」の借字であり、代の単位とは相当の相違がある。過渡期には「代」「町段歩」「頃」が混用されていて、大化以前にあっては清寧天皇紀に「以難波来目邑大井戸田十町送於大連」とある一方崇峻天皇即位前紀には「以田一万頃賜迹見首赤檮」孝徳天皇紀大化元年九月の詔に「或者兼併数万頃或者全無容針少地」とあるかと思えば天武天皇紀十二年十一月条に「土佐国苑五十余万代」とある。また持統天皇紀三年八月には「禁断漁獵於摂津国武庫海一千歩内、紀伊国阿提郡那耆野二万頃、伊賀国伊賀郡身野二万頃」とあってこの「歩」「頃」の混用を理解するのは困難であるが、「二千歩」は恐らく海浜よりの歩数(距離)について述べたのであり、那耆野と身野にある「二万頃」は面積について述べたのであろう。④これらは書紀編集時に古記録のままを採用したのと、編集時の追記も混在したと見られる。従って唐制などによる「頃」とは無関係の単位をかりに「代」に代用したものと考えるべきであろう。こうした旧慣習の根強さは田積の変転にも拘らず、依然として村落の田間に遺存したのであるが、筆者の管見に入った新しいものでは備中賀陽文書正安三年二月の沙弥順阿讓与長符中に「一段・十代・畠五代・畠肆拾代」などがなお使用されておりこれより八十五年を経た十四世紀まで残った例として勝尾寺文書至徳三年十二月の藤原

万葉集の「代」「はか」について

真氏判形状に⑤

合五代 但雖為根本証文十八歩
近年依下為五代之役定判形也

とある。ここでは十八歩の土地を五代とすることについて「近年依為五代之役(約)定判形也」としている。これは代としての単位が著しく変化しているが、天坊氏は「或は隣村高山に用いている苅と混乱したのではあるまいかもし一反を六百苅とするに従えば一苅は〇・六に相当するから五苅は僅かに三歩に過ぎない。(中略)いづれにせよ近畿内の山村に代を用いたことが判り且その積量の単位が十八歩であることは頗る注意すべきことである」と述べている。確かに五代を十八歩と約定したことは異例というべきであるが、本文書を熟読すれば、五代を十八歩としたのではなく、十八歩の土地を五代としたのであり、それは「近年」の約定によるものであった。それは村内の何らかの特殊事情に原因した便法であったと思われる。天坊氏は「苅」と混乱したのではあるまいかと提言されているが、その可能性は充分にあると考えるよと思う。但「五代」を「五苅」と解するのは同意出来ないので一構えの田地十八歩を近年に五代と表現することを便宜とする事情があったのであろうがこれ以上の推定は不可能である。松屋筆記(二)に「与清曰、代はもと一構の内をいふ語にて城といふはたおなじ。田も一枚一枚に畔もて限れるゆゑ一枚を一代といひ十代五百代などいひ及ぼせり」とあるよ

うな見解も見えることを附記するにとどめたい。そして松屋筆記の見解は却って「刈」としての担当区を示した語ではないかとも思われる。「しろわけ」の語は漁業関係に用いるが、これは漁獲物の分配単位であり、農村では地主と小作人が収穫物を折半するのを刈分けかりわけという。いずれも古代「代」に関係するものと思われるがこれについては次項に述べる。

二

田に関係する用語に「苺ばか」があり、万葉集に三首の歌がある。

すでに諸注釈書にも述べており、扇畑氏の論考「万葉かりばか雑考」^⑥も管見に入っているが、前項「代」との関連上些か視点を變えて述べてみたい。

秋の田の穂田の苺婆加か寄りあはばそこもか人の吾を言なさむ
(四一五二二)

「草嬢歌」とある相聞歌。「苺ばか」の義については早く仙覚の万葉集注釈(四)に「田のかりきはなど云心にや」と見えるがもう一つ詳しくない。代匠記(精)に「婆ハ場ナルベシ。加ハアリカ、カクレカノ如ク所ト云意アルヤウナリ。(中略) 田ヲ刈ニ此方彼方ヨリ刈テ中比行逢フ如ク、実ニ逢ニハアラテ、オノツカラ人間ひとまニ指寄テ物云ホトノ事アルニモソレサヘカクカク人ノ云ヒテ事アラムト佗

テヨメルナリ」とある。場所区域というのが契沖以来の定説になっている。武田氏の全註釈も宣長説の「刈はかとは田を植るにも刈にも其外にも一はか二はかなどいふ事あり」を引用して「刈り取る範圍区域をいい、はかどる、はかが行くなどのハカもこのハカに同じであろう」とし、沢瀉氏万葉集注釈も同様の解釈を取っている。たしかに巻十六「怕物歌」三首の中の

天にあるや神樂良の小野に茅草刈り草苺婆可に鶉を立つも(一六
—三八八七)

の場合は右の解釈が適切となる。五一二の歌も序詞に使用されているので、さして抵抗を感じることなく受取れるが、次の

秋の田のわが苺婆可の過ぎぬれば雁が音聞ゆ冬かたまけて(一〇
—二二二三)

の歌で「わが苺りばかの過ぎぬれば」は果して場所・区域とどれだけ緊密感をもつであろうか。注釈は「自分の刈るべき場所を刈ってしまう」こととし、古典文学大系本(三)も「自分の刈る受け持ちの場所が終ってしまうと雁の声が聞えてくる。冬が近づいて」と解した。全註釈はカリバカを刈るべき場所としながらも「ここはそのまさに刈るべき時である意が出ている」と考えた。「場所」の意識がどこまでも潜在した解釈のようである。前述「ハカドル」「ハカユク」のハカが果して場所・区域で解決出来るであろうか。私見ではこれ

を量の意にとりたいのである。前掲扇畑氏の論考にも総合日本民俗語彙などから資料を分析して「かりばかのはかが今日でも農村に多く使用されており、範囲・区域・場所の意味よりも仕事の分担量・労働量の意味において活用されている点から逆推して、その原義は量を主にしたものであったと思われる」と述べているのに注目したい。さらに同氏は「はか」量が堆積説に及ぼして「秋の田に刈り上げられ積み重ねられた稲の堆積において」穂と穂と相接し、寄り合っている状況を考えておられるようである。

すでに玉の小琴(四)には「刈量^{カキハカ}ノ義ナラム」とある。さらに「^{ハカ}功程ノユクユカヌト云フ語是レナルベシ然シテソレガヤガテ稲茅ノ刈取ト云フ意トナリシトオボシ」とあるように、量功程の意であった。それが稲刈りに熟用されて刈婆加となったのではないか。熟語「刈ばか」の成立過程を従来は逆に考え過ぎたのではないかと云う気がする。新潟県の俚語に「苗もよければ代もよし、三千がりも一としきり」(古志郡地方)とある。この「一としきり」は一気に、休まずに、の意で、ここには量のみあって区域はない。なお三千刈とは一反歩を百刈り(百束)というので三町歩に相当する。これは「代」とも関係するが一反を百刈とすれば七十二代、一刈は〇・七二代即ち三・六歩になる。上代浪華の歴史地理的研究に積量の単位が十八歩であったとする考説は前述したが、この十八歩は百刈一

万葉集の「代」「はか」について

反から計算すると五刈になる。同書所引相田二郎氏説に一段を百刈として取扱い「刈」と同時に「歩」が併用され、一段百刈は一代を二刈と見たのであるから本来は刈は代を規準として起った言葉であるとしている。大言海は「ハカ」を「計」とし、幅広い解釈を示して「計」の他「量り」の略ともある。最もよく引用される玉の小琴所引の説なども尾張・美濃地方で今日も「三人して三はかに植、五はかに植、或は五人して三はかに植など云也」として図示までしているが、これ亦もとは「量り」であったのが、田の収穫量が概ね均等化するにつれて、むしろ畔による計算(分担)の方が便宜的なるより語義の変化を来したと見るべきであろう。柳田国男全集(十五)「家閑語」に「(田植の)共同作業には割ハカと称して最も完全なる分業作業が行われていた」とあるもこの種の慣行が久しく残存することと語るものである。従ってその始原は「代」の収穫を基礎として「ハカ」なる語が起り、時代を経ると共に、その過程には町段制採用という転換期もあって複雑化したのは事実であるが——次第に語義の変化を来したと考えられる。然かも「抄どる」「抄ゆく」などと熟し、他方「代」の慣習とともになおこの言葉が農耕作業の上に久しく遺存したのは注目すべきことであろう。

注①虎尾俊哉氏班田収授法の研究、そして同書は「幡云」を「その内容は大宝令以降の段積歩のみを問題としている」としか考

えられない」として解答の主意は和銅六年の唐大尺六尺一步制を誤解しての質問に対し、その誤解を解くにあるとされた。

② 準_レ令田租一段租稻二束二把 以方五尺為歩歩之内得米一升 一町租稻廿二束令

前租法熟田百代租稻三束 以方六尺為歩歩之内得米一升 一町租稻一十五束右件

二種租法束數雖_ニ多少_ニ輸實猶不_レ異

③ 詳細は拙著平城京と条坊制度の研究参照。その他虎尾氏の班田収授法の研究の「大宝令以前の田積法租法沿革図」に詳しい。

④ 持統紀五年十月条「畿内及諸国置_ニ長生地各一千歩_ニ」とも見え、これは面積について述べたかと思うが、それにしても狭少すぎる。

⑤ 天坊幸彦氏上代浪華の歴史地理的研究所収。

⑥ 美夫君志五卷四号所載。

⑦ 大正三年文部省編俚謡集。柳田国男氏も本書の価値を高く評価されているので本書から引用した。

奈良朝宮廷歌卷

—万葉集卷六の論—

一、序

万葉集卷六は、卷一や卷五と同様、「雑歌」の集である。そして、養老七年（七二三）から天平十六年（七四四）ころまでの歌一六二首を収めている。卷六の時代は、卷五の時代（七二八—三三年）を包みこみ、奈良朝人にとって古歌巻であった卷一、二の時代（舒明朝頃—七二二年）におおむね直結する。卷六は、卷五と共に、万葉集における奈良朝雑歌集の現代歌巻を構成すること、そしてそれは万葉集に対して一つの大きな意味を持つことを、われわれはかつていくたびか結論的に指摘したが（国語と国文学昭和四六年一二月号他）、このことはま

ずもって作品の時代によって支えられることを知る。しかしながら、ここに不思議なことがある。これもかつて説いた

伊藤 博

ように（国語国文三六、四号拙稿他）、卷三は、白鳳時代を「古」、奈良時代を「今」と認識する『古今倭歌集』を構成すると考えられるのだが、その卷三「雑歌」の「今」の部（三〇六—八九）と卷六の「雑歌」のあいだには作者・時代・歌の質において相通する面がいちじるしい。いうならば、卷三「雑歌」の「今」の部は、あらゆる面から見て卷六の中にすっぽりと入りこんでしまうような状態を示している。ポリュームの片寄りさえ厭わないならば、卷六は、卷三「雑歌」の今の部を呼びこんで一巻をなしても一向に支障がないとさえ思われる。しかるに、二つは、実際には分離されている。

この事の原因としては、まず、作品における年次明記の有無が考えられる。年次を明記しない奈良朝雑歌は卷三へ、年次を明記する奈良朝雑歌は卷六へというのが、万葉編者の基本的な方針であった

らしい。たとえば、大宰府関係の歌は、卷三（雑歌）にも卷六（雑歌）にも収められているけれども、卷三（三二八―五二）の方には年次の記入がなく、卷六（九五五―六八）の方にはその明記があつて、如上の事情を象徴している。

それならば、卷三「雑歌」の今の部と卷六「雑歌」との別れ、つまり卷六「雑歌」の編纂意図は、奈良朝「雑歌」における年次明記の有無という形式のみにあつたかというに、そうとばかりはいえないふしがある。卷六には、年次明記の奈良朝雑歌を集めるといふことと他に、というよりは、そのことに必然的に伴つて、もっと内面的なある編纂意図が秘められていたように思われる。そして、卷六がどのような意味での「現代歌卷」（今の歌集）であつたかということ、この内面の意図にまで立ち入らないことには浮上してこないように見受けられる。

二、卷六の追補歌

卷六の卷末には「右廿一首田辺福麻呂之歌集中出也」と注する歌群が配列されている。題詞によつてその内容を示すと、

A 悲_ニ寧樂故郷_ニ作歌一首并短歌（一〇四七―九）

B 讚_ニ久邇新京_ニ歌二首并短歌（一〇五〇―八）

C 春日悲_ニ傷三香原荒墟_ニ作歌一首并短歌（一〇五九―六一）

D 難波宮作歌一首并短歌（一〇六二―四）

E 過_ニ敏馬浦_ニ時作歌一首并短歌（一〇六五―七）

というのだが、卷六編纂の基本的方針に反して、作歌年次の明記がない。

天平十二年（七四〇）九月、藤原広嗣が筑紫に反するや、聖武天皇は、右大臣橘諸兄ら宮廷官人を従えて平城京を後にし、伊勢方面に旅立った。そして、同年十二月十五日に久邇新都の経始を宣言し、翌十三年（七四一）元旦には、宮垣いまだならざる新都において朝を受けた。新都の営みはあわただしく続けられ、閏三月十五日には、五位以上の新都への強制移住が要請され、七月十日、太上天皇（元正）新宮に移御、八月二十八日、平城京東西二市の移転のことがあり、十一月十一日には、恭仁京を「大養徳恭仁大宮」と号して「万代」に伝えようとする勅が下された。右に掲げたA Bはおそらくこのころ詠まれたのであろう。具体的には、Aは十三年の閏三月（沢瀉注釈）、Bは十四年の一月十六日、新都大安殿に御して群臣に宴を賜わった折のものでなかつたか。

ところが、この新都は短命であつた。帝は新都に落ち居ることなく、紫香樂宮その他への往還がしきりに続けられた。そしてやがて天平十六年（七四四）閏一月一日には、難波遷都を心に決め、早くもその十一日に難波に行幸した。爾後、朝廷の本拠は難波に移り、

二月二十六日には、難波宮を皇都と定めることが勅せられた。だが、帝は、この難波にも息をやすめることなく、翌天平十七年（七四五）の元旦には、紫香樂に新京を遷することを決めた。CDEは、この天平十六年の詠にちがいはあるまい。

右は、作品と続日本紀とを照らしあわせて帰納したものである。

このように、おぼろげながら作品の時代を認定することができるもの、この歌群自体には一切年次を記さない。横山英氏『万葉集』講座六は、この歌群を、巻六の最終的な追補の群と推定された。年次明記の雑歌を集めるといふ巻六編纂の基本方針に反するこれらが追補であることは疑えないだろう。久邇京―難波京―紫香樂京、この転々間の歌で年次を示すものが、実は、福麻呂集歌の前に十六首もある。一〇二九―四三の歌群がそれである。福麻呂集歌は、時代的にこの部分と重複するわけである。加えて、巻六以前の巻では、私家集所出歌はことごとく追補の姿勢を示している。かような諸徴候も、この歌群の追補性を支えるといえよう。

追補といえは、福麻呂集歌の直前の歌、すなわち右に触れた一〇二九―四三の直後に配列された「傷惜寧樂京荒墟」作歌三首作者不審と題する短歌三首（一〇四四―六）も、その気配が強い。三首は、福麻呂集歌と同じく年次を記さず、かつ作者未詳歌である。しかも、内容は、福麻呂集歌のA群と通ずる。これは、類をもつて福麻

呂集歌共々ここに追補したもので、沢瀉注釈に、一〇四三番（天平十六年一月十一日作）の後に注して「巻頭の養老七年五月の作から右の天平十六年正月まで年代順に並べて来た作品はこれで終つてをり、次の三首とそれにつゞく二十一首とは天平十六年前後の作を年月不明のまゝにつけ加へたものと見るべきである。」といっているのを正解とすべきものと思う。

ただし、一〇四三番以前にも追補の歌はあったかもしれない。古屋彰氏「田辺福麻呂之歌集と五」が先鞭をつけられ、原田貞義氏「万葉の私家集（一）国語文の研究四十一号」が掘り下げられたように、巻六の石上乙麻呂関係歌のうち一〇二〇―三は、福麻呂集からの追補にちがいないことが、用字法によって確認される。福麻呂集歌に限らず、この種の例は今後の研究によって他にも指摘されるかもしれない。後に述べる巻六冒頭部（九〇七―五四）のうち、ただ一つ異質な九四八―九なども怪しい。が、この点は今は措くとして、巻六に一〇四三を巻末とする一時期があったことは確実である。

とすると、当面の追補歌群二十四首をめぐっては、一つの重要な問題が提起される。年次を記さない二十四首が追補されるとき、撰ばれて、巻六がその対象となったのはなぜかというのがそれだ。年次明記の奈良朝雑歌を集めることを建前とする一〇四三までの巻六に対し、年次無記の二十四首が平然と追補されたのは、たしかに不

思議だ。

二十四首を補うべき巻が他にいかなる根拠によっても見出しがた
いというなら話は別である。年次を記さぬ雑歌という点では、二十
四首は、むしろ巻三「雑歌」に追補された方が自然である。また、
巻九も、もっと有力な候補としてある。巻九の歌群も、原則とし
て作歌年次を明記しない。その上、巻九には、別に論じたように
〔国語と国文〕、その「相聞」と「挽歌」とに、「田辺福麻呂之歌集
〔学先掲拙稿〕」出〕として、それぞれ、三首（一七九二―四）と七首（一八〇〇―
六）とを追補している。少なくとも、福麻呂集の二十一首は、巻九
「雑歌」に併せられる方が、形としてはずっと自然であるといつて
よい。巻九が私家集歌を資料として成る巻であることも思いあわせ
るべきである。ちなみに、西本願寺本によって見るに、巻九はそのポ
リューム二十五丁、福麻呂集歌を除く巻六また二十五丁余である。
歌の量によって事が運ばれなければならぬ筋合いはまったくない。
「相聞」にも「挽歌」にも福麻呂集歌が補われたからには、万葉の
編者が、少なくとも福麻呂集歌二十一首について、一度は巻九「雑
歌」の末尾を考慮したことは疑えない。

しかるに、福麻呂集歌は、実際には、巻六の巻末にその位置を与
えられた。これには、何かわけがなくてはならない。巻三にも巻九
にもふさわしくない、巻六にのみ符合するような内容を、この二十四

首が持っていたからに他あるまい。そこで二十四首に再度わけ入っ
て見るに、そのことごとくが「宮廷歌」であることが注目される。

福麻呂集歌のうち、Eを宮廷歌と見ることに異論が集中しよ
う。しかし、その題詞「過―時」は、万葉において官人打ち連れて
の羈旅の作か行幸供奉の作かどちらかであることが多い。今も、「難
波の宮に在った頃に敏馬の浦を過ぎて作った」〔武田全〕もので、旅
行く集団の安穩にかかわる呪歌の系統に属する公的な作品と考えら
れる〔国語国文三〕。歌も、このことを裏づけて、その長歌を、「八
千杵の神の御代より云々」と歌いおこし、「うべしこそ見る人毎に
語り継ぎ偲ひけらしき百代経て偲はえ行かむ清き白浜」〔一〇六五〕
と結んでいる。

福麻呂集歌のA Cや作者未詳の短歌三首のような荒都悲傷歌を単
純に宮廷歌と規定することについても、反論が予想されなくてはな
い。しかし、旧都を傷む心情と新都を讃える心情とは別のもではな
い。都は宮廷人にとって見れど「飽かず」「百代にも易はるましじ
き」処であった。よって、その「遷去」「立易」を知るとき、讚美
は悲嘆となって流れ、その生誕と新装とを見ると、讚美は「万
代不易」の願望となって現出するのであった。荒都悲傷歌は宮廷讚
歌の裏返しである。二十四首は、悲歌・讚歌がめまぐるしく回転す
るけれども、君主の移り気による実態に応じたまでのことで、それ

は、形の上では、おしなべて立派な宮廷讃歌なのであった。

二十四首は、それが本格的な宮廷歌であるが故に、みずからが巻六の建前にそぐわぬ年次無記の歌群であるという条件を超えて、巻六に并せられたものに相違ない。とすれば、二十四首の追補者は、一〇四三で終わっていた巻六を、宮廷歌群二十四首を追補するのに最もふさわしい巻と認識していたといつてよい。換言すれば、巻六は、追補者にとって、奈良朝の典型的な宮廷歌巻と観望されていたにちがいないということである。

追補者にこのように見られていたところの、一〇四三で終わる巻六は、今日のわれわれが考察しても、同様な性格を示すにちがいない。項を改めて、一〇四三番までの歌々の様相を観察することしよう。

三、「一〇四三」巻末本の性格

一〇四三までの巻六において、まず注目されるのは、九〇七から九五四に至る冒頭の部分が、先程追補かと疑った九四八―九の二首を除いて、すべて行幸供奉の折の作、つまり宮廷歌のみによる集団を構成することである。しかも、その作者たるや、膳王（短歌一首 九五四）を除けば、天平の宮廷歌人といわれる笠金村・山部赤人・車持千年の三人に限定される。巻六の九〇七―五四は、こうし

て、本格的な宮廷歌の集団としてのまとまりをなし、いわば巻六の冒頭部を構成していることが明白である。それが、このように本格的な宮廷歌としてまとまった一団をなすことは、冒頭部が、年次の知られる奈良朝雑歌群を集めるといふ巻六の形式的な方針に添いながらも、反面、奈良朝を代表する宮廷歌集団たろうとする内面的な意図にも支えられていることを暗示する。

この暗示は、次に列挙する注記が、巻六において、右に指摘した冒頭部のみに登場することによって保証される。

右年月不_レ審。但以_二歌類_一載_二於此次_一焉。或本云、養老七年五月幸_二于芳野離宮_一之時作。（九一三―六）

右年月不_レ記。但僞_レ從_二駕玉津嶋_一也。因今換_二注行幸年月_一以載之焉。（九一七―九）

右不_レ審_二先後_一。但以_レ便故載_二於此次_一。（九二三―七）

右作歌年月未_レ詳也。但以_レ類故載_二於此次_一。（九三八―四七）

右作歌之年不_レ審也。但以_二歌類_一便載_二此次_一。（九五四）

右は、作歌年月は不明だけれども「類」をもって掲載するという注が大部分である。かような注がほどこされたのは、巻六が、作歌年次を明記する作を収めることを建前とした以上、当然の帰結であった。だが、年月は不明だけれども「類」によって収めるというのは、年月明記の作を追うことに規制される裏側で、類聚歌群をなそ

うとする意図が漂っていることを物語っている。冒頭部のばあい、年月を明記する作は、この部分では異質な九四八―九の二首を除外すれば、笠金村の歌（従駕の作）に限られる。それに対して、千年・赤人らの作が「類」をもって併せられたのであり、一方、冒頭部は、ほとんど金村・千年・赤人の作によって占められるのであるから、冒頭部が、奈良朝従駕の作の一団として意識的にまとめられたという反面を持つことは疑えないのである。

卷六の冒頭部を支える柱となった金村作の題詞を見ると、

(イ) 養老七年癸亥夏五月幸_ニ于芳野離宮_ニ時、笠朝臣金村作歌一首并短

歌（九〇七―九）

(ロ) 神龜二年乙丑夏五月幸_ニ于芳野離宮_ニ時、笠朝臣金村作歌一首并短

歌（九二〇―二）

(ハ) 冬十月幸_ニ于難波宮_ニ時、笠朝臣金村作歌一首并短歌（九二八―三〇）

〇）

(ニ) 三年丙寅秋九月十五日幸_ニ於播磨国印南野_ニ時、笠朝臣金村作歌一

首并短歌（九三五―七）

(ホ) 五年戊辰幸_ニ于難波宮_ニ時、作歌四首^(注2)（九五〇―三）

といった次第となり、そのすべてに、「幸……時」の作歌事情を示す。卷六の冒頭部において、作歌事情の公的性格がいかに重視されたかが、これによっても知られよう。この点に関して忘れてならな

いのは、卷三「雑歌」における金村・赤人らの歌には、「幸……時」の表現を持つ題詞が一例もないことである。卷九の「今」の部に^(注3)いても事情は等しい。

以上によって、卷六の冒頭部が奈良朝を代表する宮廷歌集団たるうとする内面的な意図に支えられていることが明らかになったかと思う。それは、それだけを取り出せば、完璧な「奈良朝宮廷歌卷」を構成するといつてよい。これを、横山氏のように、ただちに「古撰」の部と見ることに、行幸時の作が、以下にも少数ながらあつて（九九七―一〇〇二、一〇〇五―六）、一沫の不安がある。むしろ、卷六冒頭部は、笠金村集に典拠を仰ぎ、それを今日見る形に整えたことによつてかような様態を見せるに至つたと考える方が自然だと思つが^(国語国文四、二二二号拙稿)、この部分が、卷六の核をなすところの、いわば、卷六の性格を規定し象徴する歌群であることは、それが卷六の冒頭部を占有することとそこに貫流する編纂意図によつて、明瞭であろう。

冒頭部が、卷六の性格を規定し象徴する歌群であるからには、それ以下の歌群は、冒頭部の規制を受けて、年次明記奈良朝雑歌群であるということ以外に、奈良朝の宮廷的な歌群としての性格をも含んでいるはずである。事実、以下の歌群に、かような性格が秘められて、これを見て取ることは、さほど困難ではない。

冒頭部に直接する大宰府関係の歌（九五五～六八）を除いて以下の歌群を見るに、その種類は、およそ次の三つにわけられる。

(1) 冒頭部歌群と等質・同類の宮廷歌（御製歌・応詔歌・行幸時の

讚歌など）
973 974 996 997 998 999 1000 1001 1002 1005 1006 1009 1010 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036

1037 1038 1039 1040
↓二十六首

(2) 官人の集宴歌・旅の歌
971 972 976 977 1003 1004 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1019 1024 1025 1026

1027 1041 1042 1043
↓二十一首

(3) 官人の詠物歌・折々の歌
969 970 975 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990

991 992 993 994 995 1007 1008 1018
↓二十四首

△一〇二〇～三は、先掲古屋・原田説によって一往除外

右にいう官人の中には、坂上郎女(2)に一首、(3)に七首）や豊前

国娘子(3)に一首）も含めてある。一〇二八番の未逕奏上歌によれ

ば、坂上郎女が何らかの形（命婦か）で宮廷と関連を持った女性で

あったことは疑われず（中西進『万葉史の研究』）、豊前国娘子も内舎人家持

とかかわりのあった人で（巻四）、宮廷に仕えていた女性と思われ

るから、この処置は認められよう。といっても、右の表において、

(3)は、大部分実質的には集宴での詠と見られ、(1)は、大部分反面で

のものにすぎない。

だが、(1)はまったく問題がないとして、(2)の群も、結局(1)に準ずる宮廷関係歌であることは否定できないだろう。当代の万葉人の旅が宮廷官人としてのそれであることが一般であり、集宴もほとんど官人意識に根ざすそれであることを思いあわすべきであろう。そして実質的にその大部分が集宴での詠であることを考慮しながら、官人という点に焦点をしばるならば、(3)もまた、数少ない折々の歌（969 970 975 979 1018等）を除けば、詠歌の事情としては、宮廷関係歌と見なすこともできよう。

(3)を宮廷歌に結びつけることが強引にすぎるといふなら、除外してもよい。(1)と(2)の群の力によって、冒頭部に続く巻六の歌群が宮廷関係歌群としての趨勢を色濃く見せることは否定できないからである。この趨勢を正面きって破壊してしまうような歌群で、(3)がないことだけがいえれば、このばあい充分である。

右、(1)(2)(3)をめぐっては、配列の上で、さらに注意すべきものがある。一〇四三までの巻六の巻末の部分が、すべて(1)と(2)の歌によって構成されている点がそれである。一〇二〇～三を福麻呂集による追補と見るとき、一〇一九から一〇四三までの二十一首は、(2) 1019 1024 1025 1026 1027 + (1) 1028 + 1040 + (2) 1041 + 1043 といった状況となる。これを、

天平十一年歌（一〇二八）からあとに限れば、その内容は、(1)十三首、(2)三首となって、さらに純粹となる。ともあれ、卷末の部分も、(1)と(2)の、主としては(1)の歌のかたまりであることは、あたかも、この部分がかの冒頭部と照応しているかのような印象を強く与える。一〇四三番家持歌も、

たまきはる命は知らず松が枝を結ぶ心は長くとぞ思ふ

と言ひ、安倍虫麻呂朝臣家における「諸卿大夫」の集宴歌ながら、卷末歌としていかにもふさわしい。

裏返せば、一〇四三で終わる卷六は、かの(3)の群を、純粹の宮廷歌群である冒頭部と、それに匹敵する宮廷歌群である末尾部とで包みこんだ体裁を取っており、その(3)の群たるや、中途にあって、(1)(2)の歌々と混在するわけである。してみると、一〇四三の歌で終わる卷六が、冒頭部の規制を受けて、奈良朝宮廷歌卷としての性格を大勢として貫いていることは動かしがたいであろう。

このことは、さきに除外した大宰府関係歌（九五五―六八）を考慮しても変わらないだろう。その歌は、「遠の朝廷」である大宰府における官人の、集宴や旅に関する歌によって占められ、冒頭部と末尾部に包みこまれること、(3)の歌群と同様だからである。それは、卷五所収の特殊な大宰府関係歌とちがって、すべて伝統の様式に従ったものであり、多くが内容や事情において「都」にかかわっ

ているのであって、最少限度、冒頭部と末尾部との照応が醸し出す卷六の奈良朝宮廷歌卷性の趨勢に障碍を与えるような姿勢は示していない。卷五が、後半に、憶良帰京後の歌を収録しながらも、なお依然として旅人・憶良の「筑紫文芸歌卷」の性格を崩さなかったように、卷六も、大宰府関係歌十四首によって、その基本的な性格に動揺を招くようなことはなかったといつてよい。

四、卷六卷頭歌の意義

以上の考察によって、一〇四三番卷末本卷六が、作歌年次の知られる「奈良朝宮廷歌卷」として編まれたものであることが明らかになったかと思う。もちろん、こうした性格は、卷三や卷九の「雑歌」における「今」の部にも見られないことはない。が、その濃度において、卷六は、卷三・卷九のそれと比較にならない。いくどか述べたように、これは、卷六が、作歌年次の知られる奈良朝雑歌を集めようとしたこととかかわりがあるろう。資料が年次を明記して伝えられたということは、資料がそれだけそもそも出発において尊重されたことと深い関連があるはずであり、したがって、年次明記歌はより多く晴の歌に繋がらうという事情が考えられよう。

それ自体が年次無記の歌群でありながら、かの福麻呂集歌ら二十四首が、その追補の対象として、年次を記さぬ卷三や卷九ではな

い、年次明記の巻六をことさら選んだのは、「奈良朝宮廷歌巻」の典型的性格を、一〇四三番巻末本巻六が具備していたからに他ならない。一〇四三番巻末本巻六は明らかに「奈良朝宮廷歌巻」の本命としての生い立ちと伝統を持っていたのである。巻六が、このような「奈良朝宮廷歌巻」であるということは、巻一・二に対するその時代性を考慮するとき、とりもなおさず「現代宮廷歌巻」であるということに他ならない。巻六は、宮廷和歌集という意味に支えられた「今の集」だったのだ。

こう見てくると、古典大系本万葉集の各巻の解説に、巻六を、「巻一の雑歌を承継いで、宮廷和歌の伝統を保持するもの」と規定し、「文字通り」、巻一の「統篇の位置に立つ」ものと論じているのは重大な発言であるといわなければならない。本居宣長（『万葉集重載歌及巻の次第』岩波本居宣長全集巻六）は、つとに巻一と巻六の時代と部類とに着目して、その関係について次のように論じている。「先ツ巻一はもとより論なく、上代より始て和銅五年まで有て、巻六は養老七年より始て、【大概巻一の末より年紀つゞけり、】当代にいたる、此二巻にて古今の雑歌そなはれり」と。巻一を「古雑歌集」、巻六を「今雑歌集」と認定したこの見解は、古典大系本の先駆をなすものであって、高く評価すべきはいうまでもない。

それにしても、巻六を、直接には巻一の「統篇」としての「現代

宮廷歌巻」（今雑歌集）と規定するにあたっては、もう一つ突っ込んで論じておかねばならぬ重要なことがある。巻六が、養老七年の吉野讃歌をもって始まることには、巻六の特性に関して重要な意味があるというのがそれである。巻六が養老七年の吉野讃歌を巻頭歌に押し立てることの本質が何であるかを尋ねた見解には残念ながらもまだ接していない。もちろん、先の宣長の発言は、巻六が、「養老七年」で始まることに注目した最初のものでおそらくあるだろうが、「大概巻一の末より年紀つゞけり」の言が明示するように、宣長は、巻六がおよそ奈良朝初期から始まることに注意したに留まったのであって、「養老七年」そのものの意義にまで立ち入ったわけではなかった。

巻六の巻頭歌が「養老七年」の作であるということと、それが金村の「吉野讃歌」であるということとのあいだには、密接な関連がある。

「吉野讃歌」といえば、誰でも持統三十五年（六八九―九一）の詠らしい人麻呂のそれ（三六―九）を即座に想起するだろう。万葉の宮廷讃歌（天皇讃歌）は、その嚆矢を中皇命の長反歌（三―四）に求めることができる。もちろん、「讃歌」と一口にいっても、長反歌をもって歌いあげるばあいと短歌をもって即興的な姿勢で行なうばあいとがあるが、万葉における「宮廷讃歌」の本流が、晴の

様式である長歌を押し立てて歌うばあいにあることはいうまでもない。ところが、万葉において、この種の「宮廷讃歌」は、持統朝以降、専門歌人の手にゆだねられるようになる。その道を拓いたのが人麻呂で、この道の原点になったのがその吉野讃歌であった。山川も臣下もこぞって奉仕するという神格化された天皇観が、人麻呂の吉野讃歌において表現的に確立し、それは、爾後宮廷讃歌の典型として仰がれることになった。

ところが、卷六巻頭の金村の吉野讃歌は、この人麻呂の流れを汲む最初の作品なのであった。もちろん、金村には、志貴皇子の死を悼む挽歌（二三〇―二）があつて、画期的な新しさを帯びるもの（日本文学昭和四十一年十二月号拙稿）、反面、やはり宮廷讃歌の一種と認められる人麻呂の殯宮挽歌の系譜にも属すると見られる。けれども、「雑歌」に収録されるべき正面きつての宮廷讃歌は、「養老七年」のこの歌が、人麻呂の「古」の時代を承ける最初のものとして登場したのであつた。そして、当面の考察にとって重視すべきは、人麻呂の時代を継ぐ正統な宮廷讃歌が、この「養老七年」に誕生するに至つたについて、はっきりした必然性が認められることである。

元明・元正両女帝が、聖武天皇即位の時機を稼ぐための中継ぎ天子であつたことは、元明即位の宣命および譲位の詔勅にはっきり語られて^(注4)いる。首皇子（聖武）は、「天武」再生の天子として期待さ

れながら夭折の悲運を辿つた父「文武」を追うべき天子、結局は「天武」の再来者としての期待と願望を一身に負いながら、育成された。とくに、元正天皇の養老年間（七一七―七二三）に入ると、三年一月には、藤原朝臣武智麻呂・多治比真人縣守の両臣が皇太子を賛引したという記録が見え（続紀、以下同じ）、同年六月十日には、「皇太子始聽朝政焉」と記す。さらに同じく十月十七日には、皇太子の補佐をいよいよ固めるべき詔勅が發布されている。これによれば、養老二年には太宝令が改修されたという続紀卷二十の記事が信頼するに足りるものなら、元正女帝・藤原不比等らの発意による聖武治世準備の一環として理解していいであろうし、養老四年五月二十一日に、待望の治道参考書『日本書紀』が撰進されたことは、聖武体制達成の気運に一層の拍車をかけたことだろう。

はたして、翌養老五年正月には、長屋王・巨勢朝臣祖父・大伴宿禰旅人および藤原朝臣武智麻呂以下藤原四家の祖となつた人々や諸王など、名門皇親の人々の位階を進める他、長王右大臣、多治比真人池守大納言、藤原朝臣武智麻呂中納言といった台閣の刷新と充実のもとに、佐為王以下十六人の才学を東宮侍講に任じ、加えて、「百僚の内学業に優遊し師範たるに堪ふる者」を抜擢して、文化対策もぬかりなく固めるに至つた。時の天子の皇女を治世中伊勢神宮に斎宮として奉ることが確立されたのは、天武朝であるらしい

（直木孝次郎『伊勢神宮』参照）ところが、この年の九月十一日、朝廷は、伊勢神宮に幣帛を献じ、首太子の女井上内親王を齋宮に任命した。これは、聖武体制準備の到達点を示すと同時に、聖武時代の実質的な出発点を物語るといってよいだろう。

首太子は、かならずや、養老六年内に即位するはずであった。養老六年に向って、当時の政治体勢は集中しているとしか考えようがない。しかるに即位が実際に行なわれたのは、二年後の神亀元年（養老八―七二四）であった。即位は、なぜ予定通りに行なわれなかったのか。原因は、あたかも即位予定の年の直前、すなわち、養老五年十二月七日に、太上天皇（元明）が崩御した点にあるにちがいない。天武天皇が崩じたとき（六八六年九月）、持続は約二年半の称制期間を取ったが、それがちょうど服喪の期間でもあった。天平二十年（七四八）四月に元正が崩じ、それを承けて孝謙が即位したのは一年三カ月の後のことであった。これらに鑑みて、首太子の即位を延期させたのは、元明女帝への「服喪」のためであろうと、かつて説いた（日本文学昭和四十一年一月号拙稿）¹。しかし、説明はそれだけでは充分でなさそうである。

叛乱が、ほとんど先帝崩御の直後におこることは、記紀の伝承のパターンのようになっていく。批判勢力が事を構えるには、一つの地位権能が消えた直後こそチャンスである。記紀伝承のパターンは

歴史の実情の反映と認められるが、岸俊男氏（『日本古代政』²）は、元明崩御の直後に一部に不穏な動きがあったことの証明から出発して、八世紀といえども、天皇・太上天皇・皇太后の崩御の直後には、きまって、「皇位継承をめぐる紛乱が付随していること」を明らかにされた。いったい、服喪を厳正にとり行なうことは、既存の体制の堅固さを示しその地位権能を保持しようとする営為でもあって、旧稿の考えは岸説と矛盾するものではありえない。だが、それだけでは内面をえぐったことにはならない。聖武即位の延期に関する理由は、元明崩御直後の政情の動揺を服喪の根柢に見据えることによつて、はじめて現実的な意味を帯びるのである。

不穏な動きは動きとして、養老五年まで着々と築かれた聖武体制にさしたる支障はなかったらしい。養老六年一月二十日、正四位上多治比真人三宅麻呂が謀反を誣告し、正五位上穂積朝臣老が乗輿を指斥したという形で起こった事件は、二人が斬刑に処せられるところを、皇太子の奏言によつて配流に転ぜられるというところで落着いた。この、皇太子の奏言によつて事件の解決が与えられたという点は、時代の趨勢を伝えていかにも象徴的だ。養老五年万端整った聖武体制は、実現の寸前にあった。政界の不安を乗りこえて、養老六年ころ、聖武時代はすでに実質的に開始していたのであった。

笠金村の吉野讚歌が、人麻呂以来三十数年ぶりに、突如として登場したのは、まさに、右に見た養老五十六年が明けた「養老七年」、聖武即位の九カ月前のことであった。白鳳皇統にとっての多年の念願である天武再来の天子が今や実現しようとするとき、実質的にその新天子の高らかな歩みが踏み出されつつあったとき、白鳳宮廷讚歌の生まれかわりである金村の天平宮廷讚歌が出現したのであった。それは、聖武にかける天平宮廷の、示威や願望が要請した表現であったろう。年次、場面、内容——どこから見ても、金村の吉野讚歌は白鳳的古代に対する真に新しい時代の開始を告げる「表現」の暁鐘であった。

万葉集巻六がかような歌を巻頭に押し立てたことは、この歌巻が直接的に白鳳の巻一を承け、奈良朝宮廷歌卷・現代宮廷歌卷として輝しい出発を遂げたものであることを、一層固い手応えをもって立証するといつてよい。この点については、資料が実態を投影していたのに拠った結果にすぎないとの見方もあろう。全面的に否定しようとは思わない。だが、その資料を操ったのは編者である。年紀を記す金村歌を常に前に据えながら千年歌・赤人歌を併せて冒頭部を構築し、巻六を形成したのは編者である。巻六を養老七年の吉野讚歌で始めることに編者は上述の意味を感じとっていたはずであり、したがって、巻六は、編者において、輝しき現代宮廷歌卷であった

はずである。

五、結

万葉集巻六が、「奈良朝宮廷和歌集」という意味での「今の集」（現代宮廷雑歌集）である点で、万葉二十巻中にその特性を誇ることを、以上、本稿なりに究明し終えた。

巻六がかような特性を持つ歌卷であるということになれば、巻六の直接の仲間、集中、巻五を措いては考えられない。現代雑歌集という点では、巻五は、巻六と全く等しい（万葉七八）（号拙稿）。巻五と巻六とが直結するのは重大な意味があるわけで、二つは、奈良朝雑歌集（今の雑歌集）として一団をなしながら、「古」の歌集である巻一・二に対置されたものに相違ないのだ。

しかも、一方、巻五と巻六とは、対照的な性格が歴然としてある。等しく雑歌集といつても、一つは奈良朝筑紫歌卷、一つは奈良朝宮廷歌卷であるという相違がそれである。一つは、旅人・憶良たちの新文芸歌卷であり、一つは金村・赤人たちの伝統歌卷であるといつても言いすぎとは思われず、それは、また、地方歌卷と中央歌卷の対照であるといつても、多くを誤っているとは思われない。

巻五と巻六とは、対照的な性格を顕現する同族であるからこそ、別巻に分類されながらも直結して配列されたのであった。両巻

は、奈良朝の「新風」と「伝統」とを代表する選手とも称すべき栄誉を与えられつつ、巻一・二に対峙されたのだと思う。両巻は、誇り高き現代歌巻だったのだ。

こう見てくると、巻一―巻六の六巻が、次のような構成を、時代意識の上で示すことがはつきりする。

巻一・巻二
——古歌巻

巻三・巻四
——古今歌巻

巻五・巻六
——今歌巻

このばあい、今歌巻において、宮廷歌巻である巻六を筑紫歌巻である巻五の後に置いたのは、巻六が直接には冒頭の巻一に照応するからであって、ここには、巻一をもって始まる万葉六巻について、巻六をもって一応完結しようとする意識がはたらいっているものと考えられる。そのことを証して、巻六の後には、別に説いたように、**（先掲国語と）**分類や作者に関してこれまでの巻と様相を異にする**（国文学拙稿）**「古今歌巻」、いわば、中間的、二次的な部分である巻七―十二の六巻が相並ぶことになる。論ここに至ると、人麻呂集歌の分布という観点から、神田秀夫氏**（『人麻呂集と人麻呂伝』）**が、巻一―六を、作者分明の「小万葉」として一括されたことの鋭さを再認識しないわけにはゆかない。

巻一―六の小万葉が編成されたのは、大局的には、巻七―十二が編成されたとき、さらには、われわれのいう歌謡的歌巻巻十三―十四や附庸的歌巻巻十五―十六が編成されたとき、つまりは現存巻一―十六の原形が組み立てられたことであつたと考えられる。そして、それをなした人は、家持を中心とする複数人物であり、それが成つた時期は、天平十七年以降数年間のことであつたと思われる。だが、こうしたことは、万葉集全巻の構造と成立を見通した上で認定するのが妥当であろう。

ただ、福麻呂集歌が追補されたのは、巻六においても巻九においても、巻一―十六の原形編纂次よりかなり遅れることが予想される。天平十七年以降、福麻呂はなお生を全うしており、巻一―十六編輯の中心人物と目される大伴家持とも親交があつたからである。福麻呂の歌が福麻呂集歌としてしか配列されなかつたのは、それを追補した人が、福麻呂とよほど縁の遠い人間であつたことを暗示している。

だが、かような後年の追補をいかに少なからず認めようと、巻一―六の構造と形成に関する基本線は崩れ去るものではないと考えられる。そして、この小万葉が「古今倭歌集」として一つの完結体を構成する以上、それが、万葉集の名義、いうならば編纂意図について何を提言するかは、事々しく論う必要はないであろう。白鳳と奈

良の古今の歌を集成して万葉人の心の軌跡を万代までに歌い伝えようとする悲願の歌集、それが万葉集であつたらしい予想は、さして無理なく描き得るであろう。(昭和四十五年三月二十日稿)

注

(1) 卷一・二が奈良朝人にとって古歌卷であつたことについては、『万葉学論叢』「専修国文創刊号・二号」「国語国文三六四号」「国語と国文学昭和四十六年十二月号」などにおける論文で論じた。ただ、卷一・二に「寧楽宮」の歌があることをもって、卷一・二も古今歌卷と見るべきでないかと考えるむきがあるかもしれない。理論的にはその通りだが、卷一・二寧楽宮の歌はあまりにも少なく、かつ追補の跡が歴然としている故、奈良朝人の意識においては、やはり総体的に「古歌卷」でなかつたかと考えられる。

(2) この(ホ)には、左注に「右笠朝臣金村之歌中出也」とある下に、さらに「或云車持朝臣千年作之也」と記している。渡瀬昌忠氏(「柿本人麻呂における贈答歌—波紋型対応の成立—」美夫君志第十四号)は、この(ホ)を波紋型贈答歌の一つと認定し、難波行幸時の宴席において、金村と千年とが「男」(九五〇一)と「女」(九五二一三)の立場に立ってこれを披露したものであろうと論ぜられた。つまり、(ホ)は創作贈答歌で、宴席の趣向に応じて誕生した専門歌人の作だというのであり、右に示したような左注が(ホ)をめぐって生じた所以は、四首の実態をこのよう

に見ることによって理解されるというのである。われわれは、この左注は、(ホ)が車持千年、ないし千年関係のノートにも在ったことによる校合であると考えて、(ホ)を(イ)と同等に扱ったのであるが、こう見ても、右渡瀬説と氷炭相容れぬものではない。

(3) 冒頭部の赤人歌に「過辛荷嶋時云々」(九四二一五)「過敏馬浦時云々」(九四六一七)と題するものがあり、これと同類もしくは同形の題詞は、卷三(雑歌Ⅱ同類)にも卷九(挽歌Ⅱ同形)にもある。しかし、この赤人歌は、金村の(ニ)、つまり「印南野行幸時」の歌に并せられたもので、編者は行幸時の歌と認識していたのであるから問題はない。もっとも、その赤人歌の末尾に記された注「右作歌年月未詳也。但以類故載於此次。」における「右作歌」の範囲は、明確でない。①九三八からと見る説(全註釈一案)、②九四二からと見る説(全註釈一案)、③九四六からと見る説(代匠記精撰本)とがあるが、どれが正しいかはつきりしない。だが、そのどれによっても、これらが、「三年丙寅秋九月十五日云々」の題詞を有する金村作(ニ)をもって始まる歌群になぞらえて并せられたものであることは疑われず、したがって編者は、并せた歌どもを、どこまでも行幸時の作と考えていたことが明らかである。

(4) 「中継天子」と言っても、元明と元正とでは、内実に相違があるらしい(上田正昭『女帝』)。しかし、今は詳しくは触れない。

○日本学術会議第61回総会報告 日本学術会議広報委員会

1 はじめに

日本学術会議の第61回総会は1972年4月25日から27日までの3日間開催され、前総会以後の諸報告があった後、8つの提案を審議、決定した。出席者は第1日一九八名、第2日一九七名、第3日一四六名(定員二一〇名)、また沖縄県在住科学者を代表して、琉球大学の長浜克重、金城秀三の両教授がオブザーバーとして出席した。総会では、発言者も多く、討議も活発であった。第9期会員の六〇%は新会員であるが、過去二回の総会における高い出席率、熱心な討議にみられる清新な雰囲気は今後も持続することを期待したい。

第61回総会は、実質的には第9期最初の総会であるが、第8期に検討された一九七〇年代以降の科学・技術の諸問題に関する考え方、日本学術会議のあり方の改革構想などを継承、発展させ、前総会での「第9期の発足にあたって」の申合せに従い、自己改革の一步をふみ出したことは重要な成果である。

「人間のための科学」への指向の重視、これに即した重点審議課題の設定、国内の研究連絡にも重点をおいた研究連絡委員会(研連)の改革案の提案、広報委員会を新設して広報活動を格段に強化することなど、第9期における日本学術会議の活動の基本的方向づけと組織づくりが、ほとんど全部の会員によって支持された。このことは、日本学術会議の新しい出発で、第61回総会の重要な意義はこの点にある。

2 重点的審議課題の策定と機構改革

第61回総会は委員会検討臨時委員会(委員長 伏見康治副会長)起草の三提案(「第9期における日本学術会議の委員会活動の要綱」、「各種委員会整備についての考え方について」および「各種委員会整備等に関する措置について」)を審議決定した。これらは、前記臨時委員会が、各部、各委員会等の意向をききながらまとめた原案を総会前日の連合部会・各部会で説明し、会員の意見を入れて修正、提案したものである。

これらの提案は、第8期の「一九七〇年代以降の科学・技術について」、「日本学術会議のあり方に関する報告」を基礎にしたもので、いかえれば、本総会に提出するに先立って三カ年の準備と三カ月の検討を経た結果作成されたものといえる。

前記三提案のうち「要綱」は、第9期の基本的活動方針を ①本会議の目的、任務、姿勢(「独立してその任務を行なう」)の堅持・全会員の積極的活動 ②科学者、学協会との連携交流、広報活動の格段の強化 ③内部諸機関の整備等を定め、また(2)第9期の審議の重点として ①科学技術に関する基本的諸問題(人間の生命、能力、科学者と平和等) ②産業・国民生活に科学を反映、浸透させるうえの基本的諸問題(エネルギー、資源、原子力開発、物価) ③都市・地域・国土問題 ④環境問題 ⑤大学改革問題 ⑥沖縄問題などの十二課題をとりあげている。

これらは「科学を産業・国民生活に反映・浸透させる」という任務を改めて重視するもので、第8期にまとめた「一九七〇年代以降の科学・技術」の継続の発展であるといってもよい。

「考え方」は、各種委員会の平等性、一体性、特別委員会の性格（臨時、緊急）、研連の任務、整備、方針を明示し、今後の機構改革の原則を示すものである。

「措置」は、前記「要綱」の審議課題に対処し、「考え方」の方針に従って十特別委員会を設置したが、さらに、各種委員会の検討については、関係学・協会とも連絡し、第62回総会までに検討を行うことを定めている。

3 沖縄問題について

沖縄県在住科学者を代表するオブザーバーから日本学術会議に対する卒直な意見、要望、また沖縄の科学者や大学のきびしい実状がのべられ全会員の襟を正させた。こうして沖縄の復帰にともなう措置として提出された三提案（「日本学術会議会員選挙規則の一部改正について」、「沖縄統治関係資料の保存、利用等について」、「沖縄復帰に伴う日本学術会議の諸事業遂行に必要な予算に関する特別措置について」）が満場一致で採択され、後二者は政府に申し入れることになった。なお、今後ひきつづき検討すべき重要課題があるため沖縄問題特別委員会（沖縄の科学者一名を含む）が設置された。

4 国際学術交流について

国際学術交流、とくに日中学術交流の強化について、学術交流委員会と原子核特別委員会から、それぞれ提案がなされたが、審議の結果、日本学術会議の国際学術交流五原則を確認した学術交流委員会の原案に、朝鮮民主主義人民共和国との学術交流強調と、学・協会等の意見もきき、日中学術交流は、学術会議が中華人民共和国の中国科学院を相手として促進に努力し、中華人民共和国を国際学術団

体に加盟させるための努力をはらうなどの点を加えた修正案が多数で可決された。

（注）右は、日本学術会議広報委員会の依頼によって掲載するものである。

報 告

○会則変更

会則第五条（会費納入に関する条項）を、機関誌「萬葉」第八十号より、つぎのとおり改正いたします。御諒承・御協力のほどを願います。

会員は、年額千六百円の会費（誌代を含む）を年度内に納入する。

なお、右につき「会則」第三条との関連において御説明申し上げ、あわせてお願い申し上げます。

機関誌「萬葉」の発行が、過般の全国的な学園紛争以来「会則」第三条に掲げるとおりの季刊発行が不能となっております。従って、いまのところ、会費の精算は、機関誌頒価に配付冊数を乗じて計算いたしております。

「会則」第三条とおりの常態回復への方途はただひとつ、会員諸賢が各自の御成果を「投稿規定」に準じておとりまとめのうえ、本部に宛て投じてくださることです。格別のお力添えを願います。

○刊行物在庫の御案内

（一）「萬葉」既刊在庫号 70号、75号以降。右の会則変更に伴い、

既刊各号についても、改訂頒価四〇〇円（送料一五円）といたします。ただし、会員への頒布分は、送料学会負担。

(二) 「萬葉歌人系譜」三〇〇円（送料五五円）。「特殊仮名遣表」三五〇円（送料四〇円）。いずれも定型外なので一部送りだと送料少々かさみます。機関誌に併せて御注文あるいは多部数まとめでの御注文が望まれます。後者については、教材、研究会資料としての一括御注文には便宜をおはかりしております。

(三) 「萬葉學論叢」若干在庫。頒価三〇〇円（荷造送料とも）。澤瀉博士喜寿記念論文集刊行会（郵便番号五六四、大阪府吹田市千里山、関西大学文学部国文学研究室内。振替口座大阪四二九五一番）へ現金書留または振替口座利用でお申し込みください。

学会予告

第二十五回萬葉学会（於奈良県天理市）

一、研究発表会

日時 十月九日（月）午前十時

会場 天理総合市民会館大教室（天理市川原城町）

電（〇七四三六）②三〇九五番

一、懇親会

日時 十月九日（月）午後六時

会場 天理修学旅行会館（学会宿舍）

会費 二千五百円

※会費は研究発表会会場にてお納め下さい。

一、公開講演会

日時 十月十日（火）午後一時

会場 天理総合市民会館大教室

講師 伊藤博氏 人妻故に―額田王論―

井手至氏 上代の文字

中西進氏 萬葉集の方法

※午前中大三輪・石上神宮方面散策の時間的余裕があります。

一、見学旅行・摂河泉紀州を海から見る船旅

日時 十月十一日（水）午前八時半天理宿舍出発―午前十一時

半神紀フェリー（東神戸フェリー埠頭）にて神戸発―午

後四時白浜着―湯崎「酒井屋」宿泊―明朝現地解散

有志の者は解散後伊勢回りで澤瀉久孝先生の墓参の予定です。

会費 五千円

※会費は研究発表会会場にてお納め下さい。

○宿舍 天理市修学旅行会館 電（〇七四三六）②四一二一

○出張懇請書の必要な方は、宛先明記の上二十円切手を添えて、
学・会・本・部・あ・て・お・申・し・込・み・下・さ・い。

○研究発表希望の方は簡単なレジメを添えて九月二十五日迄に申し込み下さい。

○懇親会・見学旅行参加の方は九月二十五日迄に申し込み下さい。

○宿舍に宿泊希望の方は九月二十五日迄に申し込み下さい。一泊
二食千六百五十円。先着五十名様に限りお世話いたします。

※右申し込み先、奈良県天理市勾田一二二

大濱殿比古宛。電（〇七四三六）②〇八四八

編集後記

○「報告」欄において御諒承得たいとお願ひしたとおり、この第八十号以降の前納会費を千六百円に改正させていただきました。前は昭和四十三年七月に第六十八号で同様のことをお願ひしたのだから、実に五年目のことだ。その前が三十七年七月だったのだから、経済成長とやらに伴う環境破壊につれて、教育・文化・学術面でのやりにくさの速度も早まってきたようだ。いろいろの面において歯止め・方向転換を考えなくてはならない時期にさしかかっているらしい。「予告」欄の学会の折にでも、諸賢と語り合えたら、と思っている。

ともあれ、各般の事情御賢察いただき、引続きお力添えいただくようお願い申しあげる。また、「報告」欄でも御説明申しあげたように、すでにお払込みいただいている会費についても本号分から新規会費によって精算させていただく。なにとぞ御了解下さるよう重ねてお願い申しあげる。

○本年度の当学会主催の公開講演会・研究発表会・見学旅行は別項「予告」のとおりほぼ決定をみた。多数の御参加を期待する。とくに、研究発表・宿舍希望のお方は、要項に従って、なるべく早くお申込みいただきたい。
(大浜)

投稿規定

- 一、投稿資格は會員に限る。
- 一、内容は萬葉に関連する各分野の研究論文。
- 一、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度（ただし「黄葉片々」欄は十枚以内）。
- 一、原稿は一切返却しない。採否決定は編輯部に一任のこと。
- 一、論文掲載の際には本誌三部を贈呈する。抜刷の作製（實費執筆者負擔）はあらかじめ希望のある場合に限る。

萬葉學會會則

- 一、本會は萬葉學會と稱する。
- 一、萬葉研究者、愛好者は誰でも申込みによつて會員となることが出来る。
- 一、會員の研究発表機關誌として季刊「萬葉」を發行する。
- 一、本會は隨時、萬葉に関する見學旅行、文獻の展觀、研究発表會、講習會、講演會、圖書の出版、その他を行なふ。
- 一、會員は、年額千六百圓の會費（誌代を含む）を年度初に納入する。
- 一、本會の事務は
大阪府吹田市千里山東三丁目
關西大學文學部國文學研究室内
（郵便番號五六四）において行なふ。

昭和四十七年九月二日印刷
昭和四十七年九月五日發行

頒價 四百圓

送料十五圓

編輯兼 發行者 萬葉學會
大阪府吹田市千里山東三丁目
關西大學文學部國文學研究室内
（郵便番號五六四）

振替大阪二九一四七

印刷者 京都市南區東九條西岩本町
大宝印刷株式會社

例一九一・三三七一

昭和四十七年九月五日發行

萬葉

頒價 四百圓

送料 十五圓